



長岡京市男女共同参画計画 第7次計画（案）

《令和3年度～令和7年度》

【意見公募期間】

令和2年11月2日～令和2年11月30日



令和2年11月
長岡京市

もくじ

第1章 計画策定の背景.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 男女共同参画社会とは.....	2
3. 世界・国・京都府の動向.....	4
4. 長岡京市の状況.....	6
5. 長岡京市男女共同参画計画 第6次計画のまとめ.....	9
第2章 計画の概要.....	15
1. 計画策定の目的.....	16
2. 計画の位置づけ.....	16
3. 基本理念.....	16
4. 計画の期間.....	17
5. 計画の特徴.....	17
6. S D G s と男女共同参画.....	18
第3章 計画の内容.....	19
施策体系.....	20
基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり.....	22
基本目標Ⅱ 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進.....	28
基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性活躍の推進.....	32
基本目標Ⅳ あらゆる暴力の根絶.....	45
基本目標Ⅴ 健康で安心な暮らしの実現.....	54
第4章 計画の推進.....	61
1. 計画の推進体制.....	62
2. 計画の進行管理.....	63

第 1 章 計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨

我が国では、1985（昭和 60）年に女子差別撤廃条約の批准を契機に男女平等の実現に向けた取り組みが進められ、1999（平成 11）年には「男女共同参画社会基本法」が制定されました。男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、あらゆる分野において性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題（前文）と位置付けられています。

本市では、府内でいち早く、1985（昭和 60）年に「婦人行動計画」を策定し、女性政策に先進的に取り組んできました。2010（平成 22）年には「長岡京市男女共同参画推進条例」を制定し、また、2020（令和 2）年度を目標年度とする「長岡京市男女共同参画計画（第 6 次計画）」を策定し、市と市民等の協働で誰もがその個性と能力を十分に発揮できる真に豊かなまちづくりを目指し、男女共同参画社会の実現に向けた各種の取り組みを計画的に進めてきました。

本市が 2019（令和元）年度に実施した「長岡京市男女共同参画についての市民・事業所意識調査」（以下「市民・事業所意識調査」という。）では、5 年前に比べ、「職場」においては、「男女平等になっている」と感じている人の割合は増えていますが、「社会通念・慣習・しきたり」や「社会全般」などでは、「男性優遇」と感じている人の割合が高いという結果になり、引き続き、市民一人ひとりの意識改革につながる取り組みが必要です。

このため、本計画は「長岡京市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、社会経済情勢の変化や、国及び京都府の方向性、第 6 次計画における進捗状況及び「市民・事業所意識調査」に基づき、本市における男女共同参画に関連する様々な分野の取り組みを計画的に推進するため「長岡京市男女共同参画計画（第 7 次計画）」を策定するものです。

2. 男女共同参画社会とは

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第 2 条）と定義されています。

男女共同参画社会は、性別にかかわらず誰もが、社会のあらゆる分野で、意欲に応じて活躍することのできる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望むかたちで展開でき、誰もが共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことを目指しています。

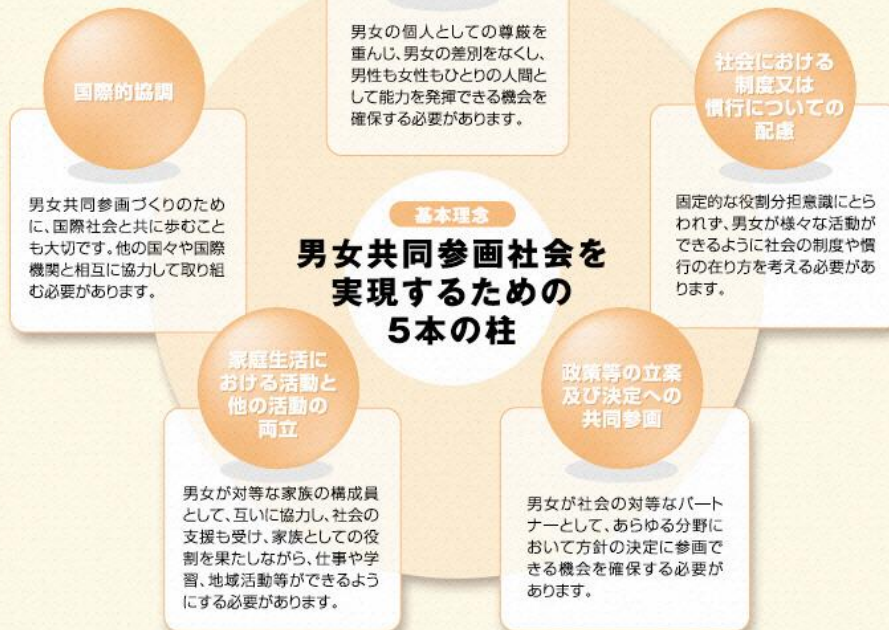
◆男女平等と男女共同参画

男女共同参画とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することをいい、それによって男女平等が達成できるものである。

男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

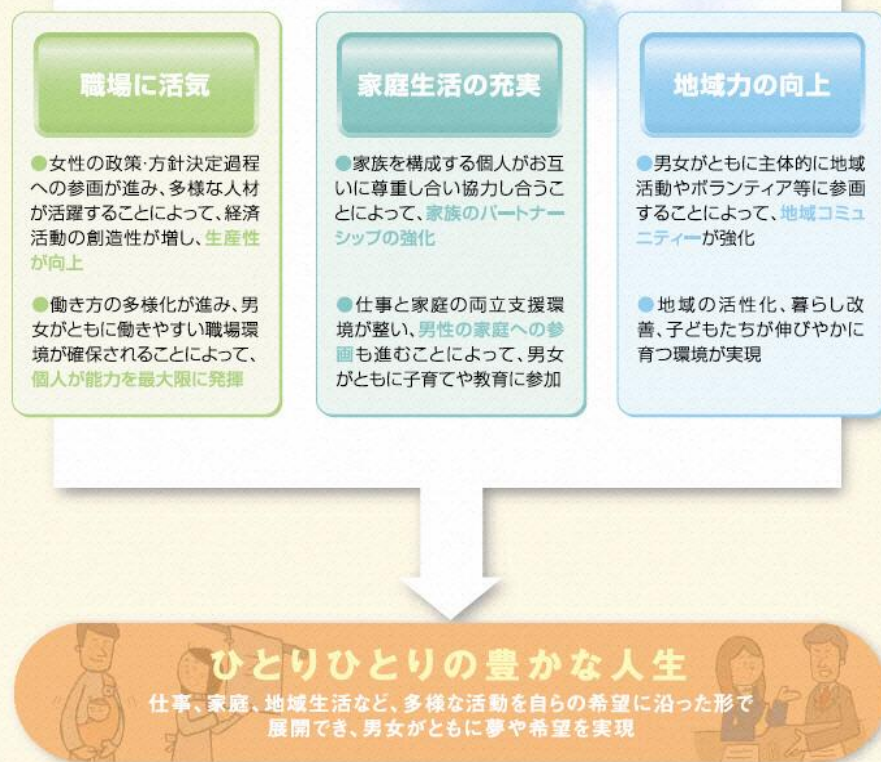
基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。

また、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。



男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会



資料:内閣府男女共同参画局

3. 世界・国・京都府の動向

(1) 世界の動き

世界における男女平等・男女共同参画の取り組みは、国連を中心に進められてきました。国連では1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、翌年からの10年間を国連婦人の10年として、男女平等への取り組みが進められました。

1979（昭和54）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、その前文では「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」と規定されています。

1995（平成7）年に中国・北京で開催された「第4回世界女性会議（北京会議）」で採択された、「北京宣言・行動綱領」は、国際的な男女共同参画の取り組みの規範となっています。

その後、2000（平成12）年に、「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」が国連安全保障理事会で採択、2010（平成22）年に、「**ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関**」（国連女性機関（UN Women））が設立されました。

2015（平成27）年の国連サミットにおいて、国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、17の目標と169のターゲットが定められました。その目標の一つに「ジェンダー平等」が設定されています。

2019（令和元）年に、日本で開催された「G20（金融・世界経済に関する首脳会合）」の成果文書「G20大阪首脳宣言」には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されています。

「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」は、人権の視点からも社会経済発展の視点からも世界共通の課題として共有されています。

また、同年6月には、国際労働機関（ILO）総会において「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」が採択（条約発効日：2021（令和3）年6月25日）されました。仕事の世界における暴力とハラスメントは、人権の侵害または乱用に当たるおそれがあることや、機会均等に対する脅威であるとして、加盟国に対して、一切の暴力とハラスメントのない職場環境を促進する責任があることに注意を喚起しています。

◆ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。生物学的性別（セックス/sex）とは別に、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆エンパワーメント

人は、生まれながらに個性や感性、生命力、能力といった power（力）を持っている。しかし、生きていく中で、差別や偏見にあたり、暴力を受けたり、人と比較されたりという外部からの抑圧で、心が傷つけられ power（力）を奪われてしまう。自分の中にある Power（力）に気づいて自分を信じ、持っている力を取り戻すことをいう。

（２）国の動き

我が国では、国連の動向に呼応して、国内法の整備と条約の批准、国際社会への支援等を行ってきました。また、働く人の仕事と育児の両立支援にかかる取り組みを促す「次世代育成支援対策推進法」や働く分野における女性の活躍推進を促す「女性活躍推進法」においては、それぞれ一定の取り組みを行う企業に対して、**くるみん認定**、**えるぼし認定**の制度を設けて、企業の継続的な取り組みを促進してきました。

近年の国内における主な動向としては、2016（平成28）年に、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」がそれぞれ改正されています。

また、2018（平成30）年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女候補者数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女候補者数の目標を定める等、自主的な取り組みを規定した「候補者男女均等法」が公布・施行されました。同年には長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革関連法」が成立しました。

2019（令和元）年には、「女性活躍推進法」施行後３年目の見直し規定による改正が行われ、女性活躍に関する計画策定や情報公開の対象事業主の拡大が規定されました。同年には、「男女雇用機会均等法」等の改正による職場のハラスメント防止対策の強化や住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記も施行されました。

2003（平成15）年6月に政府は「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30％程度となるよう期待する」という目標を決定しました。目標年の2020（令和2）年には、その達成が困難であることから、第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方においては「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に女性が占める割合が30％程度となることを目指す」と改められました。

（３）京都府の動き

京都府では、2016（平成28）年に、「KYOのあけぼのプラン(第3次)後期施策」、「京都女性活躍応援計画」の策定、女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」の開設が行われました。同年から「仕事」と「子育て」・「介護」の両立や働き方の見直し、多様な働き方の導入など、ワーク・ライフ・バランス全般に取り組む中小企業を京都府が応援する「**京都モデル**」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度が開始されています。2017（平成29）年には、「京都女性活躍応援男性リーダーの会」の結成、「輝く女性応援京都会議(地域会議)」の設置、「京都ウィメンズベースアカデミー」の開設がありました。2018（平成30）年に「配偶者等からの暴力に関する調査」が実施され、翌年に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」が策定されました。

◆くるみん

次世代育成支援対策推進法にもとづき「子育てサポート企業」として国が認定する制度。

◆えるぼし

女性活躍推進法にもとづき女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主を国が認定する制度。

◆「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度

ワーク・ライフ・バランスに取り組む方針を宣言し、認証基準を満たす従業員 300 人以下の府内事業所を京都府が認証する制度。

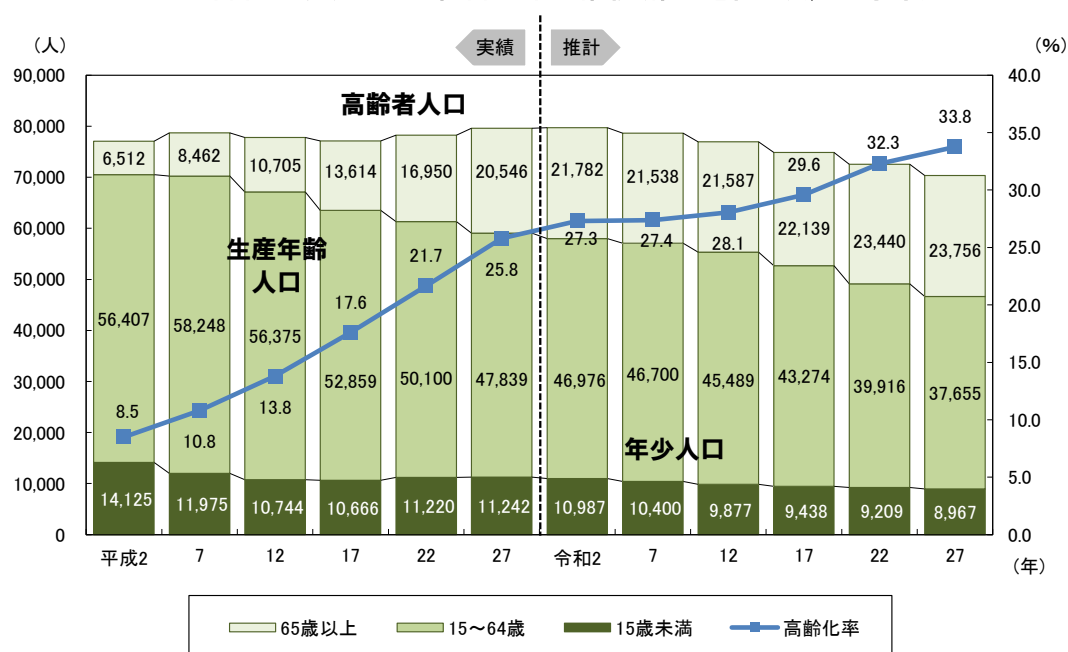
4. 長岡京市の状況

(1) 人口の変化

近年、本市では転入超過による社会増により人口が微増していますが、2025（令和7）年には減少局面に転じると推計されています。

本市の高齢化率は、全国平均（平成27年：26.6%）に比べて、やや低い水準で推移しており、2015（平成27）年の高齢化率は25.8%ですが、**団塊ジュニア世代**が65歳以上になり現役世代が急減する2040（令和22）年には32.3%と予想されています。2035（令和17）年頃から急速に高齢化が進展すると推計されています。

図 年齢3区分別人口と高齢化率の推移(推計を含む)(長岡京市)



※高齢化率は、65歳以上人口/総数×100

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

◆高齢化率

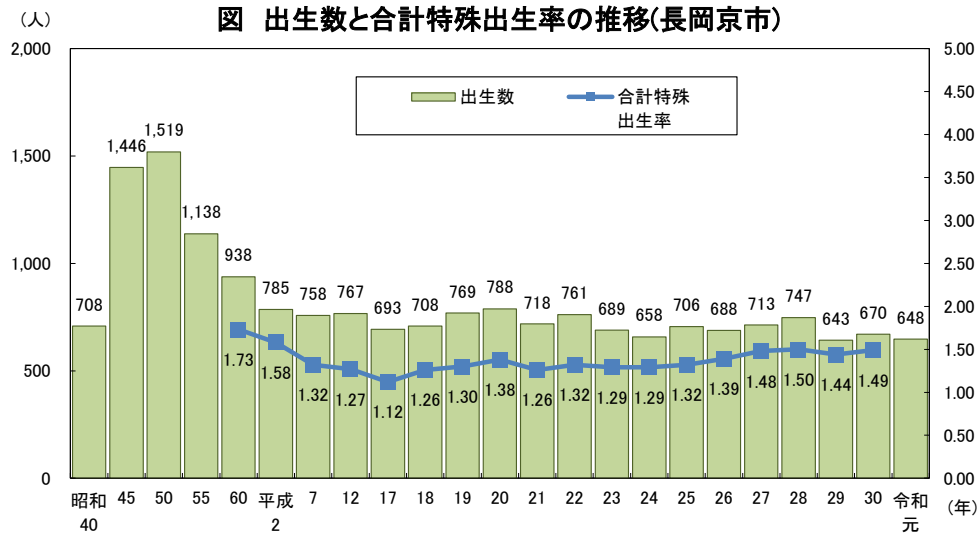
65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合のこと。国連は高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%以上になると「超高齢社会」と定義している。

◆団塊ジュニア世代

広義では、いわゆる団塊世代（1947年～1949年生まれ）の子ども世代を指すが、狭義には1971年～1974年生まれの人。

(2) 出生の状況

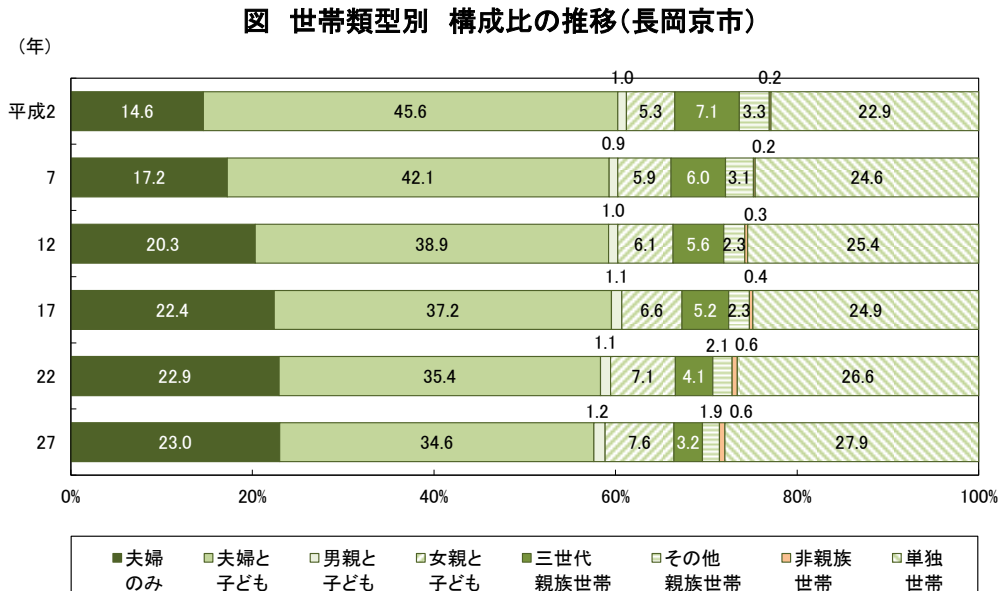
合計特殊出生率は、1985（昭和60）年の1.73以降、2005（平成17）年には1.12まで下がりましたが、それ以降は増減を繰り返し、2018（平成30）年では、1.49となっています。



資料:長岡京市

(3) 世帯の状況

「夫婦と子ども世帯」や「三世代親族世帯」が減少し、「単独世帯」「夫婦のみ世帯」が増加しています。「女親と子ども世帯」も増加傾向です。高齢単独世帯の増加が顕著で、そのうち「女性のみ世帯」が約7割を占めています。

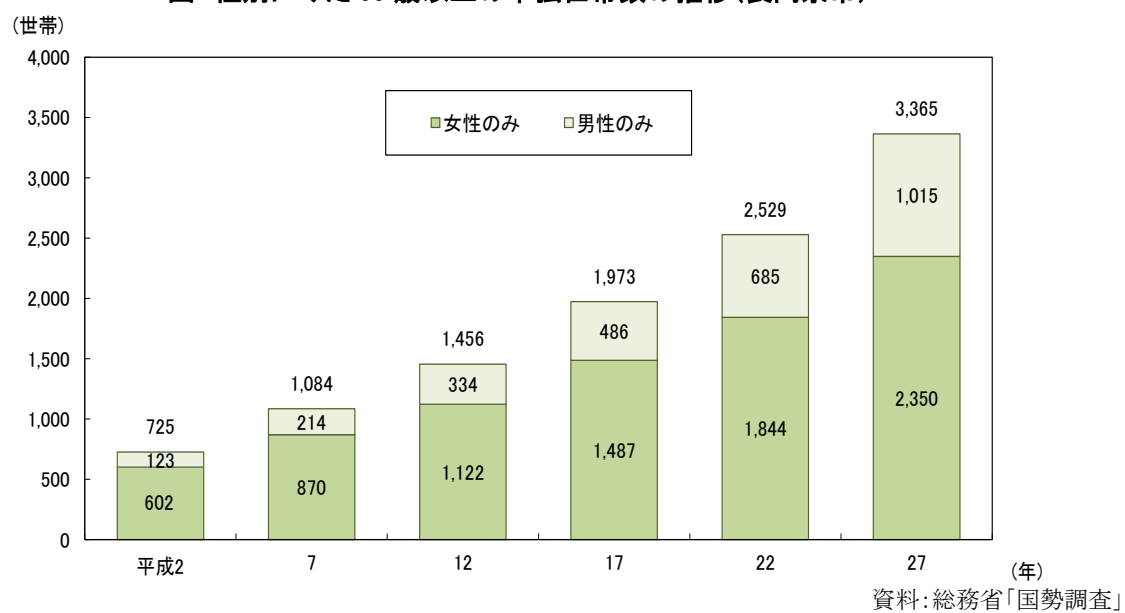


資料:総務省「国勢調査」

◆合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

図 性別にみた 65 歳以上の単独世帯数の推移(長岡京市)



5. 長岡京市男女共同参画計画 第6次計画のまとめ

(1) 成果指標と活動指標 実績値の推移

基本 目標	★成果指標 ●活動指標	2014(H26) 年度 現状値	実績値				2020(R2) 年度 目標値
			2016(H28) 年度	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R1) 年度	
Ⅰ 男女平等・男女共同参画の意識づくり	★「社会全般」として「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 19.5% 男性 18.9%				女性 11.3% 男性 24.1%	女性 30.0% 男性 30.0%
	●ホームページにおける市の「男女共同参画」ページへのアクセス数	10,292 件/年	13,427 件/年	12,637 件/年	21,851 件/年	17,636 件/年	14,000 件/年
	●男女共同参画フォーラム参加者へのアンケートで「男女共同参画への意識が深まった」と回答した人の割合	66.3%	78.4%	72.1%	84.0%	78.2%	80.0%
Ⅱ 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	★「男女共同参画社会」という言葉の認知度(「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」割合の合計)	女性 72.2% 男性 74.6%				女性 67.5% 男性 66.1%	女性 80.0% 男性 80.0%
	●若年層に向けた男女共同参画に関する意識啓発の回数	6 回/年	6 回/年	7 回/年	10 回/年	8 回/年	9 回/年
	●人権教育・啓発事業の中で男女平等・男女共同参画に関する事業数	15 事業/年 ※44 事業中	17 事業/年 ※53 事業中	17 事業/年 ※52 事業中	21 事業/年 ※44 事業中	18 事業/年 ※45 事業中	18 事業/年
	●男女共同参画を推進する講座・セミナーの開催回数と参加者数	23 回/年 延 556 人/年	30 回/年 延 712 人/年	27 回/年 延 770 人/年	20 回/年 延 659 人/年	17 回/年 延 770 人/年	30 回/年 延 600 人/年
Ⅲ 女性の参画拡大 政策・方針決定過程への参画	★「政治・行政の場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 19.2% 男性 33.9%				女性 13.7% 男性 27.8%	女性 30.0% 男性 40.0%
	●長岡京市審議会等への女性委員の参画比率	38.5%	36.6%	34.8%	37.0%	34.2%	40.0%
	●長岡京市の審議会等への女性委員の参画比率が40%～60%である割合	57.9% (33/57 審議会)	52.2% (24/46 審議会)	48.1% (26/54 審議会)	47.4% (27/57 審議会)	40.7% (23/55 審議会)	65.0%
	●長岡京市の女性管理職・監督職の割合	31.7%	37.0%	37.9%	37.2%	39.4%	38.0%
Ⅳ あらゆる分野への男女共同参画	★「職場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 16.6% 男性 23.7%				女性 20.2% 男性 29.5%	女性 25.0% 男性 35.0%
	★「地域」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 40.6% 男性 50.8%				女性 35.3% 男性 46.4%	女性 50.0% 男性 60.0%
	●男女共同参画フロア(いこ～)の承認団体数	18 団体	15 団体	13 団体	16 団体	17 団体	20 団体
	●再就職セミナーや女性のためのスキルアップ講座の実施回数と参加者数	2 回/年 延 8 人/年	3 回/年 延 71 人/年	7 回/年 延 74 人/年	4 回/年 延 57 人/年	2 回/年 延 31 人/年	5 回/年 延 50 人/年
	●防災学習会の実施回数と女性参加者の割合	20 回/年 50.0%	23 回/年 60.0%	25 回/年 60.0%	28 回/年 60.6%	29 回/年 54.3%	57 回/年 50.0%

基本 目標	★成果指標 ●活動指標	2014(H26) 年度 現状値	実績値				2020(R2) 年度 目標値
			2016(H28) 年度	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R1) 年度	
フ・バ<仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	★「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という言葉の認知度(「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」割合の合計)	女性 55.3% 男性 65.5%				女性 52.4% 男性 55.3%	女性 65.0% 男性 70.0%
	●男性の生活自立力向上のためのセミナー等への男性の参加者数	延 83 人/年	延 53 人/年	延 31 人/年	延 22 人/年	延 11 人/年	延 100 人/年
	●長岡京市の男性職員の育児休業取得者数	実数 5 人 /5 年間	実数 0 人 /5 年間	実数 0 人 /5 年間	実数 1 人 /5 年間	実数 1 人 /5 年間	実数 3 人 /5 年間
	●ファミリーサポートセンターの会員数	依頼 474 人 提供 198 人 両方 95 人	依頼 462 人 提供 225 人 両方 95 人	依頼 479 人 提供 232 人 両方 96 人	依頼 522 人 提供 236 人 両方 94 人	依頼 513 人 提供 243 人 両方 89 人	依頼 475 人 提供 200 人 両方 100 人
㊦あらゆる暴力の根絶	★「ドメスティック・バイオレンス(夫婦・パートナー間の暴力)やデートDV(恋人からの暴力)」を女性の人権侵害と思う人の割合	女性 59.4% 男性 54.5%				女性 53.1% 男性 51.5%	女性 70.0% 男性 65.0%
	●若年層へのDV等防止啓発事業の実施回数	2 回/年	2 回/年	3 回/年	4 回/年	4 回/年	5 回/年
	●パープル&オレンジリボンプロジェクトの参加者数	— ※2015(H27)年度からの新規事業	延 288 人/年	延 389 人/年	延 396 人/年	延 310 人/年	延 300 人/年
基づく健康支援(性と生殖に関する健康と権利)に	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」という言葉の認知度(「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」割合の合計)	女性 13.1% 男性 18.7%				女性 14.9% 男性 19.3%	女性 30.0% 男性 25.0%
	●乳がん検診受診率	18.9%	19.5%	18.2%	18.0%	17.2%	25.0%
	●子宮頸がん検診受診率	22.7%	18.3%	18.4%	17.4%	16.5%	23.0%
	●全妊婦の状況把握率	98.8%	99.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 長岡京市男女共同参画計画 第6次計画の取り組みと課題

基本目標Ⅰ 男女平等・男女共同参画の意識づくり

- 男女共同参画週間事業や人権・男女共同参画フォーラム等、各種講座の開催を通じた啓発活動、ホームページや男女共同参画センターニュースの発行、男女共同参画啓発作品の募集等、様々な機会をとらえ情報発信を行い、男女平等・男女共同参画の意識の向上に取り組みました。
- 市民意識調査では、この5年間の意識の変化として、「男女平等の考え方」を「前進した」と回答する割合が、男女とも5割以上となり、意識づくりが進んでいることがうかがえます。しかし一方では、「社会における平等感」について、「平等になっている」と回答する割合が5割を超えた項目は「学校教育」のみであり、実際の生活の中では男女平等につながる社会の変化が実感されていない状況です。
- 女性活躍推進の取り組みや女性の就業率の上昇を受けて「職場」における平等意識はやや向上しています。しかしながら「社会全般」「社会通念・習慣・しきたり」などでは、「男性優遇」と感じている割合が高い状況です。
- 男女平等・男女共同参画の意識づくりには、性別や年齢による意識差も大きいことから、固定的性別役割意識の解消への取り組みをはじめ、暮らしの中での気づきや学びにつなげていくことができるよう性別や年齢に応じた、より効果的な啓発を進めていく必要があります。

基本目標Ⅱ 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- 市民意識調査からは、少子高齢化や家族形態の多様化、共働き世帯の増加など、こどもを取り巻く社会環境の変化がみられました。
- 保育や学校教育の場では、性別にとらわれず自らの進路を主体的に切り開く能力の育成や男女共同参画に関する課題について、より身近なものとして学び考える機会を提供しました。市内の中学校では、2018（平成30）年度から「性の多様性」に関する出前授業を実施し、多様な生き方、考え方を認め合う意識の醸成につなげています。
- 生涯学習の場では、男女共同参画センターをはじめ、中央生涯学習センターや中央公民館など様々な施設において、男女共同参画事業や人権尊重に関して学ぶための講座や図書の貸出等、男女平等・男女共同参画を学ぶ機会の充実を図りました。
- 市民意識調査では、男女平等教育は、家庭では「協力して家事・子育てなどをする」と学校では「性別に偏ることなく個人の能力や希望を重視した進路指導をすること」が最も大切であるとの結果となっており、家庭や地域、学校など日常の生活の中での

取り組みが重要です。

性別や年齢にかかわらず、誰もが、生涯を通して、男女共同参画や人権尊重について学ぶことができるよう、引き続き教育・学習機会の充実にに向けた環境整備が必要です。

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 政策、方針決定過程の参画へ性別的な偏りをなくすため、審議会等への女性登用の促進や、長岡京市の女性管理職・監督職員の登用拡大、女性のキャリアアップのための研修機会の充実や、女性リーダーの育成を図りました。
- 市における女性の管理監督職の登用は進んでいますが、審議会等の委員については、女性の参画が十分とは言えない状況です。引き続き、女性委員の参画拡大を図っていく必要があります。
- あらゆる意思決定の場への女性の参画拡大に向け、関係機関や団体への働きかけと積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の強化や女性リーダーの育成、環境の整備が求められています。
- 事業所意識調査では、9割以上の事業所が女性の活躍を「期待している」との回答でした。しかし約6割の事業所が、女性の活躍推進には「家庭生活への配慮」が課題であることを挙げており、女性活躍を進めるためには、仕事と家庭生活の両立支援の取り組みの充実や男性の家庭生活等への参画が重要です。

基本目標Ⅳ あらゆる分野への男女共同参画

- 働く場においては、再就職やスキルアップ、創業のための講座を開催し、継続就労と再就職に向けた支援を行いました。
市内事業所に対しては、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の関係法規の周知を行うとともに、女性の継続就労や活躍推進をはじめ、すべての人が働きやすい職場づくりについて、情報交換を行いました。
- 男女共同参画を推進する団体に、男女共同参画フロア等を活用した交流会や男女共同参画シンポジウムへの参加を通じた活動支援を行いました。防災の取り組みでは、男女共同参画の視点に立った防災訓練や学習会、男女共同参画の視点を反映した地域防災計画の改正を行いました。すべての人が安心して暮らすことができるよう、高齢者や障がいのある人、ひとり親の家庭などへ、制度の活用支援や情報提供を行いました。
- 多様な性への理解を深めるため、市民公開講座や教職員への出前講座など、多様性を認め合う意識の醸成を図りました。今後も多様な性のあり方を認め合う意識を高めていく更なる取り組みが必要です。

◆キャリアアップ

より高い資格・能力を身につけること。経歴を高めること。

- 女性の就業は、この20年間で20歳代後半以降の労働力は大きく上昇し、出産後も就業を継続する女性が増加しています。一方、男性の育児休業取得率は低く推移しています。女性の活躍推進や、男性の家庭生活等への参画について、事例や課題を共有できる市内事業所間でのネットワークづくり等の取り組みが求められています。
- 市民意識調査では、「男性が家庭生活や地域活動に参画するために必要なこと」として「労働時間短縮や休暇制度の普及」を必要と考える割合が男女共に約5割となっており、様々な分野へ参画していくためには、ワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みも重要です。

基本目標Ⅴ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- 保育サービスの充実や病児・病後児保育サービスの拡充、中学校給食の導入等、子育てと仕事の両立支援に対する取り組みの充実を図りました。また、男性対象の料理教室や子育て支援セミナーの実施等、男性の家庭生活への参画拡大に向けた講座を開催しました。
事業所に対しては、働き方改革関連法について情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの取り組みに向けた発信を行いました。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた法改正等の制度整備は進んでいますが、市民意識調査では、「仕事と生活のバランスの実現」が「前進した」と回答する割合が、男女共に3〜4割と低く、ワーク・ライフ・バランスの実現が難しい状況がうかがえます。
- ワーク・ライフ・バランスの推進には、事業所の理解が不可欠であることから、休暇等を取得しやすい意識づくりや働き方改革の推進に向けた様々な施策展開が求められます。

基本目標Ⅵ あらゆる暴力の根絶

- 女性に対する暴力の根絶と児童虐待の防止を目的に、「パープル&オレンジリボンプロジェクト」を実施しました。また、若年層へのデートDV防止啓発として、高等学校、短期大学への出前講座やデートDV啓発冊子による啓発を行いました。
- DV被害者の適切な保護を図るため、関係機関との連携を通じ、緊急一時保護をはじめ、自立に向けた支援などワンストップでの支援を行いました。DV専用電話相談を開設し、あらゆる暴力が潜在化しないよう相談体制の強化を図りました。
- 市民意識調査では、「女性の人権が侵害されていると思うこと」について、「セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントは人権侵害である」と回答した割合が女性でも約6割程度で、女性への人権侵害に対する意識は、男女共に高くないことが

うかがえます。あらゆる暴力を許さない意識を社会全体で共有できるよう、引き続き、暴力根絶に向けた意識啓発や学習機会の充実に取り組むことが重要です。

- ドメスティック・バイオレンス（DV）と児童虐待には密接な関係があることから、DVや児童虐待の根絶への対応強化が求められています。DV等による被害者が安心して相談でき、適切に支援ができる体制づくりを関係機関と連携して構築することが重要です。
- 様々なハラスメントや暴力など、あらゆる暴力は、男性が被害者になることも念頭に置き、家庭や地域・事業所・学校などで広報や啓発を行うとともに、学習機会や情報提供の充実・強化が求められています。

基本目標Ⅶ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

（性と生殖に関する健康と権利）に基づく健康支援

- 各種検診の受診勧奨や相談の実施により、ライフステージに応じた健康支援を行いました。性と健康をテーマとした講座や性感染症に関する情報を提供し、性と生殖についての正しい知識と自己決定する権利についての学習機会を提供しました。
子育てコンシェルジュ事業を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援と男性の育児実習等、妊娠期への理解促進を図りました。
- ライフステージに応じた健康づくりへの支援や、女性特有の疾病予防に向けた各種検診や情報提供、相談体制の充実が必要です。また、「性と生殖に関する健康と権利」に基づき、子どもの頃から発達段階に応じた「性教育」が必要とされており、様々な機会を捉えた学習機会の提供が求められています。

第2章 計画の概要

1. 計画策定の目的

この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「長岡京市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づき策定するものです。また、地域の特性を踏まえながら、市民、事業者、教育関係者などとの協働のもと、性別にとらわれず一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮でき、喜びも責任も分かち合いながら、誰にとっても暮らしやすい男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画で、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KY0のあけぼのプラン（第3次）後期施策 - 京都府男女共同参画計画」を踏まえた計画です。
- (2) 「長岡京市男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく計画です。
- (3) 「長岡京市第4次総合計画 第2期基本計画」の柱「かがやき」、分野「人権」での「多様性を認め合う共生社会の実現」の部門別計画であり、他の個別計画と連携した計画です。
- (4) 本計画の基本目標Ⅲを、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定める「長岡京市女性活躍推進計画」として位置付けます。
- (5) 本計画の基本目標Ⅳを、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に定める「長岡京市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」として位置付けます。

3. 基本理念

長岡京市男女共同参画推進条例（第3条）の基本理念に基づき、市と市民等の協働で、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる、真に豊かなまちづくりに取り組みます。

1. 個性と能力を発揮する機会の確保
2. 多様な生き方の選択の自由
3. あらゆる意思決定の場への共同参画
4. 家庭生活と社会生活との両立
5. 個人の尊厳と男女平等の意識を育む教育・保育
6. 性と生殖に関する健康とそれを享受する権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の保障
7. 均等で健全な就業環境の保障
8. 暴力の根絶
9. あらゆる人の人権への配慮
10. 国際的取り組みとの協調

4. 計画の期間

計画の期間は、2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度までの 5 年間とし、社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の特徴

（１）目標（活動指標）による進行管理

第 7 次計画に位置付けられている施策の内容の中で、特徴的な数値目標を示すことによって男女共同参画の進捗状況がわかりやすくなるものを、活動指標に設定します。

活動指標は、毎年度の成果を測り、フォローアップを行います。

（２）重点施策の設定

以下の 5 点を重点施策として取り組みます。

1. あらゆる分野での女性の活躍推進
2. 男性にとっての男女共同参画
3. 次世代にとっての男女共同参画
4. あらゆる暴力の根絶
5. 性の多様性への理解

◆性の多様性

性を構成する要素には、身体の性、性自認（心の性）、性的指向（好きになる性）など複数の要素があり、それぞれの要素が明確に男女に二分されるわけではなく、それらの要素の組み合わせは多数であることから、性のありようは多様であることをいう。

6. S D G s と男女共同参画

S D G s（持続可能な開発目標）とは、国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17の目標から成る国際目標であり、誰一人取り残さないことを誓っています。

S D G s は、経済・社会・環境の各分野の課題について統合的な解決を目指すものです。

この目標のうち、特に5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」は、本計画の取り組みと関連しており、本計画の推進を通して「S D G s」の達成に貢献します。



ジェンダーの平等を達成し、
すべての女性と女児のエン
パワーメントを図る

◆SDGs(持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものである。

第 3 章 計画の内容

施策体系

基本目標	取組方針		施策の方向	
Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1	男女平等・男女共同参画意識の浸透	1	男女平等・男女共同参画の意識の浸透
			2	国際的視野に立った男女共同参画施策の情報収集・提供の充実
			3	相談の充実
			4	情報化社会における人権尊重・男女平等の推進
	2	多様性を認め合う意識の醸成	5	性の多様性への理解促進

Ⅱ 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	3	子どもにとっての男女共同参画の理解促進	6	学校、保育所、幼稚園など教育・保育の場での男女平等教育・学習の推進
			7	家庭・地域での子どもの将来を見通した自己形成の推進
	4	生涯学習の場での男女共同参画の推進	8	多様な選択を可能にする学習機会の提供

女性活躍推進計画	Ⅲ あらゆる分野における女性活躍の推進	5	政策・方針決定の場への女性の参画拡大	9	市における女性の登用の推進
				10	女性リーダーの育成
		6	働く場における女性の活躍推進	11	男女平等の雇用機会と待遇の確保
				12	女性の起業と就労支援
				13	事業所における女性活躍推進への働きかけ
		7	地域における男女共同参画の推進	14	あらゆる世代が男女共同参画で取り組む地域づくりの推進
				15	防災における男女共同参画の推進
				16	男女共同参画を推進する市民活動の支援
		8	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	17	仕事と子育て・介護の両立支援の推進
				18	男性の子育て・家庭生活・地域活動への参加促進
				19	事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進

	基本目標	取組方針	施策の方向
DV防止基本計画	Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 女性に対する暴力を許さない社会づくりの意識啓発	20 あらゆる暴力を許さない意識啓発と学習機会の提供
		10 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護	21 相談・支援体制の充実
			22 被害者保護の徹底と包括的支援・加害者更生支援
		11 ハラスメント防止への取り組み	23 様々なハラスメント防止の働きかけと周知

Ⅴ 健康で安心な暮らしの実現	12	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に基づく女性の健康支援	24 性に関する理解と性感染症予防などの啓発
			25 安心して妊娠・出産できる環境の整備
	13	生涯を通じた健康づくりの支援	26 ライフステージに応じた健康支援
			27 心と体の健康支援
	14	様々な状況にある人への支援と環境整備	28 高齢者・障がいのある人・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
			29 ひとり親家庭への支援

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

「市民・事業所意識調査」では、この5年間の男女共同参画にかかわる社会の変化として、「男女平等の考え方」「職場や地域などでの女性の活躍」「性の多様性への理解」などについて、男女共に概ね半数以上が一定の前進を実感しています。

また、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方に対して否定的な人の割合は、前回調査を上回り、固定的な性別役割分担意識が薄れていることがわかります。

固定的な性別役割分担意識や「男らしさ、女らしさ」の意識は、女性が社会で活躍することを妨げる側面がある一方で、男性に対しても、弱音をはいてはいけない、主たる稼ぎ手でなければならないといった男性観が、男性自身の生きづらさにつながる可能性があります。

社会的・文化的につくられた性（ジェンダー）に捉われて生きることは、女性にとっても男性にとっても、無意識のうちに自分自身や周囲の人に対しての行動を制限したり、個性や能力を発揮する機会を阻んだりすることにつながる可能性もあります。

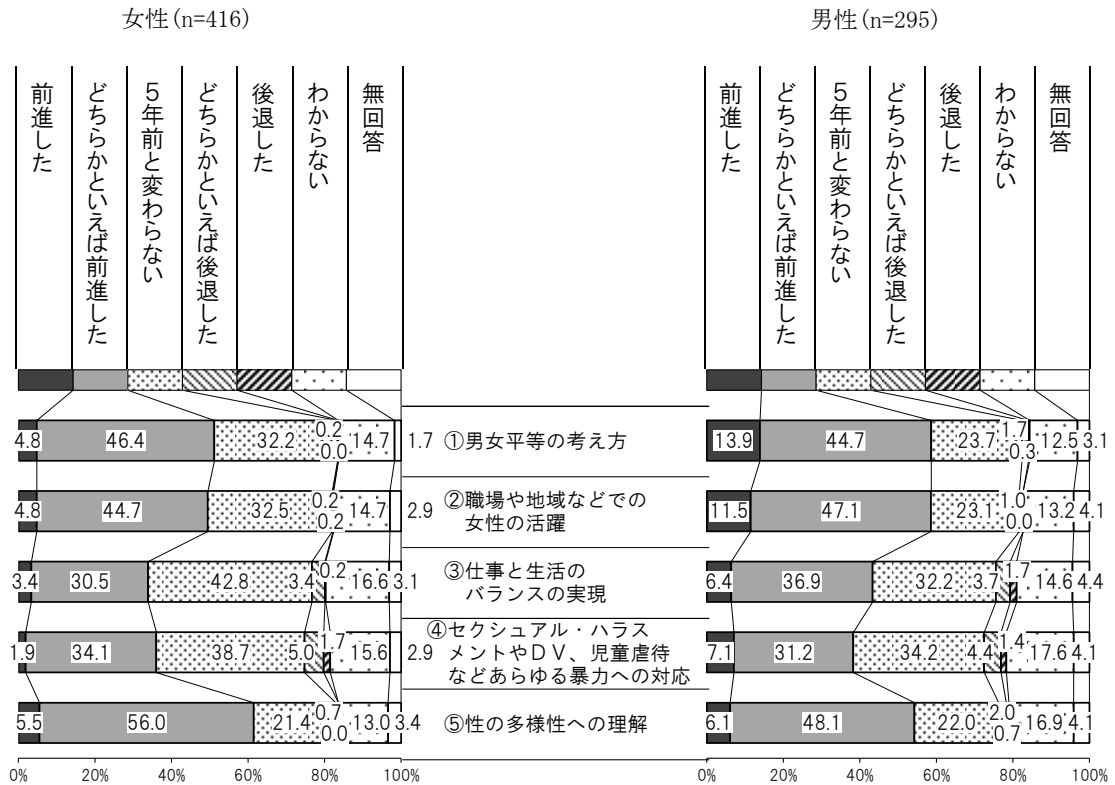
近年、性の多様性に対する理解は広がりつつあります。「市民・事業所意識調査」では、「LGBT」の言葉の認知度は、男女共に8割以上と高くなっています。また、「性の多様性を認める社会を実現するためにはどのようなことが必要か」には、「性の多様性について学校教育を充実する」「性的少数者の生きづらさや困りごとを社会的な課題として啓発する」などが必要であると考える人の割合が4割以上となっています。

国際化、情報化の進展や、少子高齢化の進行など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化していくことが予想されます。

これらの変化に対応し、社会が持続的に発展していくためには、多様な人が活躍することのできる環境を整備することが必要であり、男女共同参画社会の実現には、あらゆる人の人権の尊重と男女共同参画意識の醸成が重要となります。

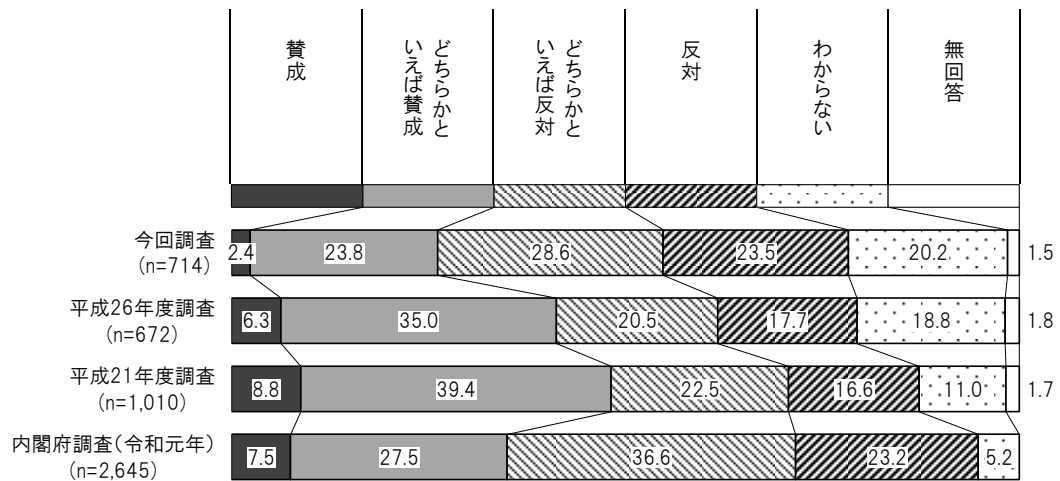
すべての人が、人として尊重され生きることのできる社会の実現に向け、取り組みをさらに進めます。

図 5年間の男女共同参画の変化



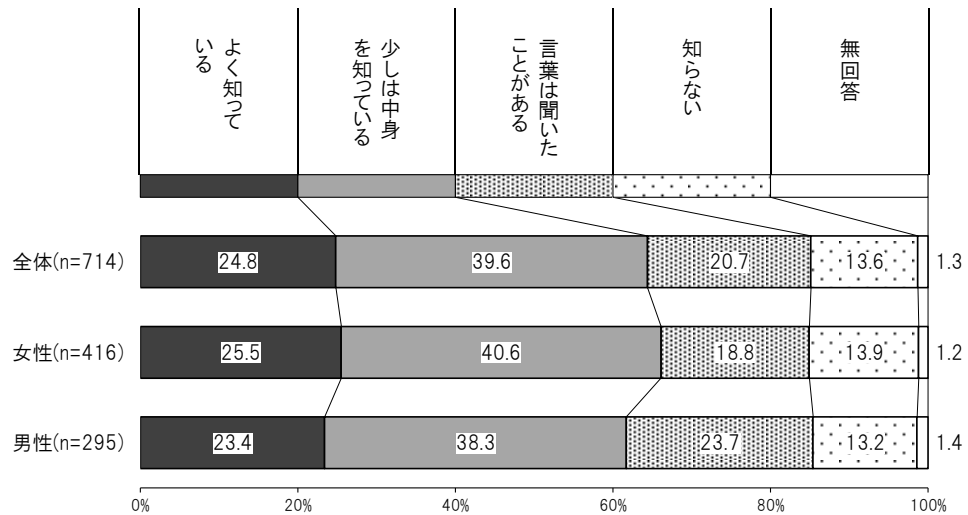
資料:「市民・事業所意識調査」

図 固定的性別役割分担意識の変化



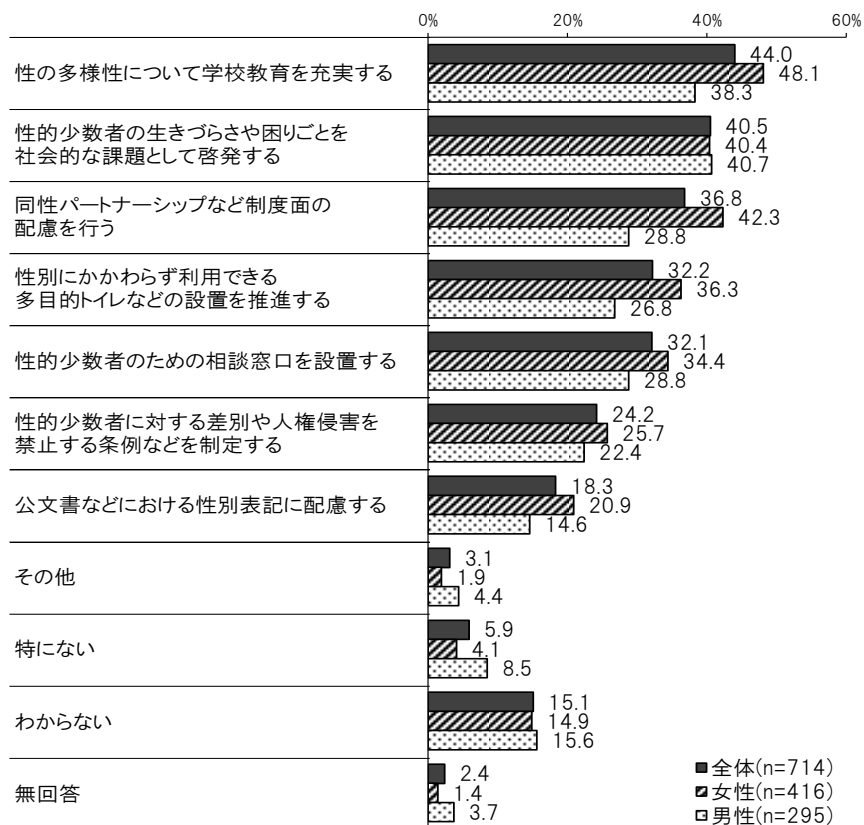
資料:「市民・事業所意識調査」

図 LGBT(性的少数者)の言葉の認知



資料:「市民・事業所意識調査」

図 性的少数者の人権を守るために必要なこと



資料:「市民・事業所意識調査」

◆LGBT

L(女性の同性愛者/Lesbian:レズビアン)、G(男性の同性愛者/Gay:ゲイ)、B(両性愛者/Bisexual:バイセクシャル)、T(こころの性とからだの性との不一致/Transgender:トランスジェンダー)の頭文字をとった言葉で、性的少数者を指す言葉として用いられることも多い。

取組方針 1 男女平等・男女共同参画意識の浸透

一人ひとりの生き方が尊重され、あらゆる人が能力を発揮するためには、家庭や学校、地域、職場など社会のすみずみまで、男女平等・男女共同参画意識を広めていくことが必要です。

男女共同参画に関する認識（ジェンダー平等・ジェンダー主流化の視点）が、社会の中で共通の課題として認識され、地域の中で共に取り組みを進めていくことができるよう、様々な機会を捉えた意識啓発を行います。

さらに、「ジェンダー平等の実現」が国際的に共通の目標であることや情報化社会における課題についても念頭におき、広報紙やホームページ、SNS等の様々な媒体を活用するとともに、各種講座の開催等を通して、あらゆる世代に向けた効果的な啓発活動を実施します。

また、男女共同参画センターに設置する女性の相談室、男性の電話相談等を通じ、生きづらさなど様々な悩みを抱える人への相談に応じるとともに、複雑化する相談事案については関係機関と連携し、その人らしい生き方につながるができるよう、相談体制の充実を図ります。

施策の方向 1 男女平等・男女共同参画の意識の浸透

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
1	○地域団体等を通じて、地域における固定的性別役割分担意識を男女共同参画の視点で見直す意識啓発を進めます。	1	地域コミュニティ協議会、自治会、民生児童委員、総合型地域スポーツクラブ等を通じた意識啓発	男女共同参画センター (自治振興室、社会福祉課、文化スポーツ振興室)
2	○市民への男女平等・男女共同参画意識の浸透を図るため講座や講演会を開催します。 ○市民の意識変革に向けた「人権・男女共同参画フォーラム」を開催します。	2	男女共同参画週間事業及び「人権・男女共同参画フォーラム」の開催	男女共同参画センター (人権推進課)
3	○市広報紙、ホームページやSNS等の様々な媒体を活用し、市民、事業所への男女平等・男女共同参画の意識啓発を進めます。	3	男女共同参画関連情報の発信及び意識啓発	男女共同参画センター
		4	「くらしの中の人権」を通じた意識啓発	人権推進課
4	○男女共同参画の拠点施設として、情報コーナーや啓発のイベント、関連図書等を活用し、男女共同参画意識の浸透を図ります。	5	男女共同参画センターの充実	男女共同参画センター
5	○男女共同参画啓発作品やアイデアの募集等を通じて、男女共同参画意識の浸透を図ります。	6	男女共同参画啓発作品の募集と活用	男女共同参画センター
6	○様々な男女共同参画施策を推進していくために、業務を遂行する全ての職員が、男女平等・男女共同参画の視点を持つための意識啓発を推進します。	7	市職員等研修の充実	職員課
		8	男女共同参画推進本部研修の実施	男女共同参画センター

◆ジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことをいう。

◆SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略称で、インターネット上で交流できるサービスの総称。

施策の方向 2 国際的視野に立った男女共同参画施策の情報収集・提供の充実

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
7	○市民が男女共同参画をめぐる国際社会の動きについて、理解を深めるため、国際的動向の情報収集及び提供を行います。	9	国際的動向の情報収集及び提供	男女共同参画センター
8	○男女共同参画の視点に立った多文化共生に関する意識啓発を促進します。 ○男女共同参画の視点に立った国際理解推進事業を実施します。	10	中学校米国短期交換留学事業の実施	学校教育課
		11	多文化共生に関する講座の開催	中央公民館

施策の方向 3 相談の充実

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
9	○相談員が様々な悩み相談に応じ、関係機関と連携し問題解決に向けた支援を行います。 ○相談員の人権意識の向上を図り、人権意識及び男女平等の視点に立った人権相談など、相談事業全般を充実します。	12	「女性の相談室」「男性電話相談」の充実	男女共同参画センター
		13	人権相談	人権推進課
10	○条例に基づく相談及び苦情の申し出に係る処理制度を遂行します。	14	条例に基づく相談及び苦情の申し出処理制度の運用	男女共同参画センター

施策の方向 4 情報化社会における人権尊重・男女平等の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
11	○男女共同参画の視点に立った適切な表現の推進に向けて、市民や事業所、地域団体等への意識の浸透を図ります。 ○行政機関の制作する広報物等のあらゆる情報発信の中で、男女共同参画の視点に立った適切な表現を推進します。	15	「男女共同参画表現ガイドライン」による意識啓発	男女共同参画センター
		16	「公用文作成の手引書」による意識啓発	総務課
		17	行政刊行物や市広報紙、ホームページ、SNS等の情報発信における男女共同参画の視点の点検	男女共同参画センター
				総務課
12	○メディアの特性を理解し、あらゆる世代において情報を読み解く力をつけ、情報化の進展に対して主体的に対応できるよう、メディア・リテラシー向上に向けた情報提供を行います。	18	メディア・リテラシー等の啓発の実施	広報発信課
				男女共同参画センター

◆メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。メディアの伝えている内容は、社会的に構成され、一定の視点で切り取って再構成したものであることを見極める能力を持つ必要がある。さらに、自分たちの表現方法としてメディアを使った発信能力を持つことも重要である。

取組方針 2 多様性を認め合う意識の醸成

社会における経済環境の変化やグローバル化、人々の意識の変化は、人々の生き方、暮らし方の多様化につながっています。

近年、性の多様性に対する理解は広がりつつあり、「市民・事業所意識調査」においても「LGBT」の言葉の認知度は高くなっていますが、LGBT など性的少数者は差別や偏見にさらされたり、社会生活を送る上での不利益を受けたりすることがあり、そのことが生きづらさにつながってしまう場合があります。

多様な性のあり方についての理解を深めるため、差別や偏見につながらないよう十分配慮をしながら、講座の開催や啓発等を通して様々な世代に学習機会の提供を行います。

また、学校現場においても、多様な性を認める意識を育むための教育と相談体制の充実を図ります。

さらに、性の多様性への理解を社会全体で広げていくことができるよう、性別表記の見直しや「パートナーシップ制度」の導入、企業、事業者への理解促進策の検討を進めます。

そして、どのような生き方、暮らし方を選んだとしても、その選択が認められ、一人ひとりの尊厳が守られる社会意識の醸成を図ります。

施策の方向 5 性の多様性への理解促進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
13	○多様な性のあり方を尊重できるよう、正しい理解を促進します。	19	多様な性への理解を深めるための啓発や学習機会の提供	男女共同参画センター 人権推進課 職員課
		20	学校での多様な性への理解と教育・相談体制の充実	学校教育課
		21	「パートナーシップ制度」の導入	男女共同参画センター
		22	企業・事業者への理解促進策の検討	男女共同参画センター

◆グローバル化

情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。

◆パートナーシップ制度

パートナーシップ証明制度とは地方自治体が、同性カップルに対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等であると承認し、自治体独自の証明書を発行する制度。

基本目標Ⅱ 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

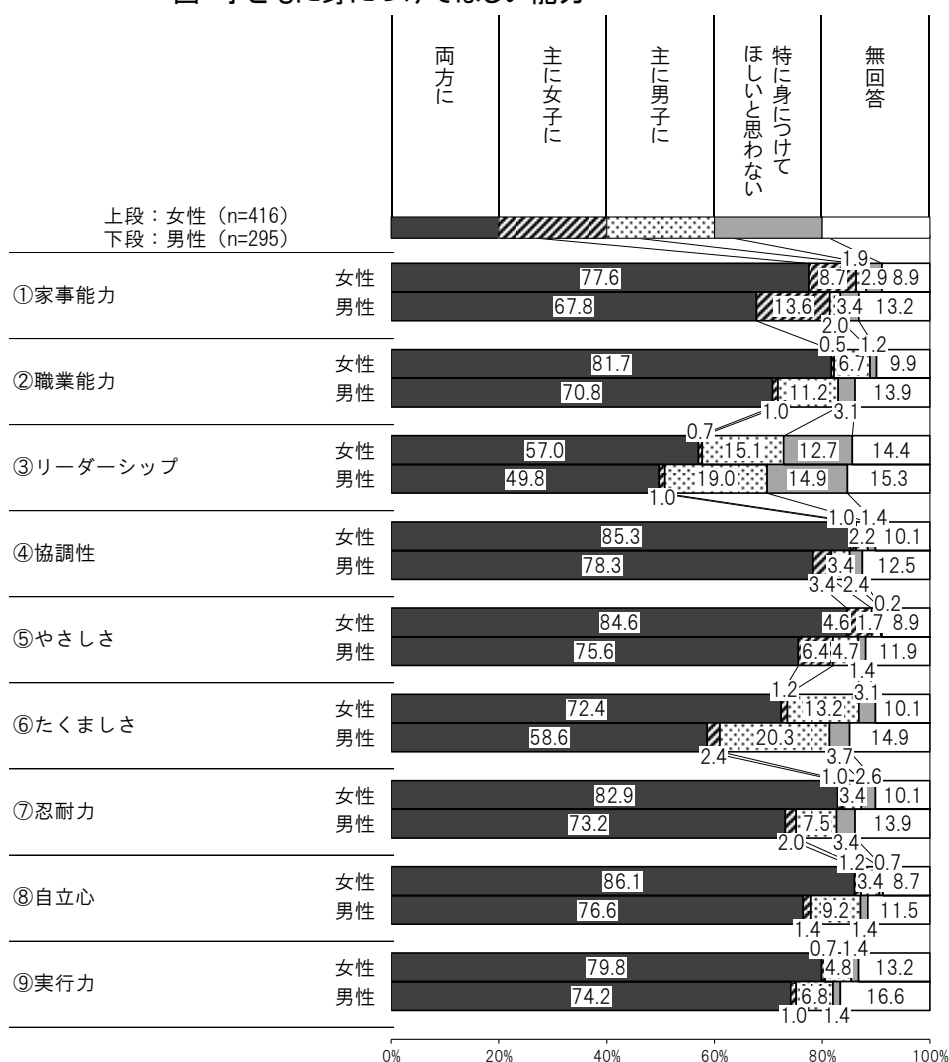
私たちの意識は、成長する段階で周囲から受け取る様々な情報や自身の経験などを基に形づくられるものですが、その中のひとつに性別に基づく無意識の思い込みや偏見があります。

働く女性の増加といった社会状況の変化も影響して「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は払拭されつつありますが、他方、女子には「家事能力」を、男子には「リーダーシップ」を身につけてほしいと思う傾向があるなど、無意識のうちに、子どもの性別によって期待することが異なる傾向があります。

子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を発揮して、男女が対等に活躍できるように、家庭、学校、地域で行われる教育や学習が、男女共同参画を深める内容となるよう、家庭や地域への啓発とともに、男女平等保育・教育を推進します。

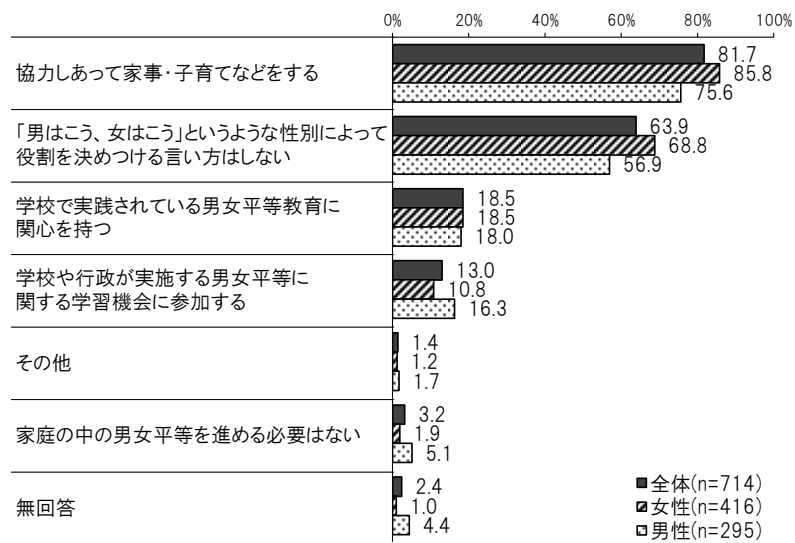
また、あらゆる世代に対しても、性別に基づく固定的な考え方が、人の可能性を狭めてしまうこと、社会の中で性別にとらわれない意識をつくることは、すべての人にとって生きやすい社会づくりにつながってゆくといった認識を広げ、生涯学び続けることのできる学習環境づくりを進めます。

図 子どもに身につけてほしい能力



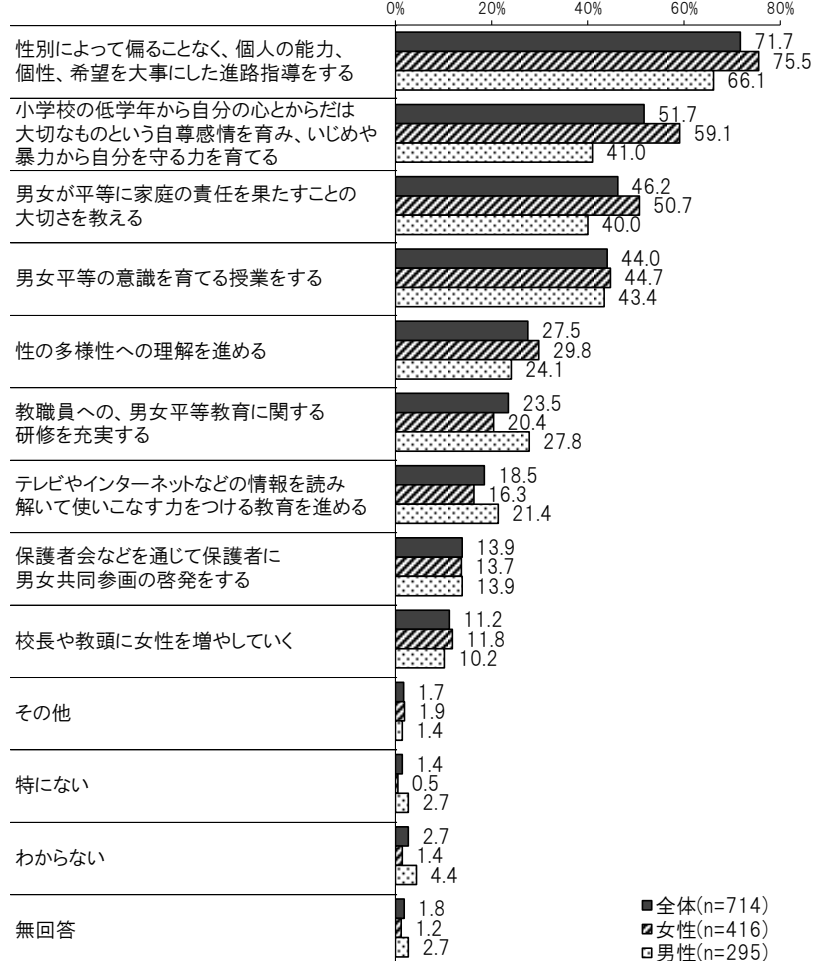
資料：「市民・事業所意識調査」

図 家庭教育の中で男女平等の考え方を育むため必要だと思うこと



資料:「市民・事業所意識調査」

図 男女平等を進めるために、小学校・中学校で重要だと思う取り組み



資料:「市民・事業所意識調査」

取組方針 3 子どもにとっての男女共同参画の理解促進

子どもは、成長する過程で、家庭、集団、地域、メディアなどから影響を受け、「男らしさ、女らしさ」の意識や性差に関する固定観念を身につけます。

子どもたちが1日の多くの時間を過ごす教育現場においては、教科指導はもとより行事や生徒指導、進路指導などあらゆる場面で、必要以上に男女を区別したり、「男らしさ、女らしさ」を無意識のうちに押しつけていないかを点検し、男女平等の視点に立った、性別にとらわれない能力の育成と指導を行います。

また、家庭での男女の役割のあり方や保護者の意識も子どもたちの「男らしさ、女らしさ」の意識の形成に影響します。「市民・事業所意識調査」では、女子と男子に対して期待することの違いがみられ、そのような意識が子どもに影響を与えます。

子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を発揮して、お互いを尊重し、男女が対等に活躍できるように、家庭、学校、地域で行われる教育や学習を通し、男女共同参画意識の醸成を進めます。

施策の方向 6 学校、保育所、幼稚園など教育・保育の場での男女平等教育・学習の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
14	○教職員・保育士が、固定的性別役割に捉われない男女平等保育・教育の実践につながる研修を実施します。	23	保育所職員研修の実施	子育て支援課
		24	教職員研修の実施	教育支援センター
15	○人間としての生き方に関わる指導を基盤にして、児童・生徒の個々の目的意識を高め、性別にとらわれず、望ましい勤労観や職業観を身に付け、自らの進路を主体的に切り開く能力を育成します。	25	キャリア教育の充実	学校教育課
		26	適応指導教室での教育	教育支援センター

施策の方向 7 家庭・地域での子どもの将来を見通した自己形成の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
16	○市民活動や地域活動などを通して、子どもたちが、自分の心と体を大切に、様々な暴力に気づき、誰かに相談するなど自分を守る力を育むための学習機会を提供します。	27	若年層及び各種団体への啓発事業の推進	男女共同参画センター
17	○地域や家庭での居場所づくりを通じて、乳幼児の保護者等を対象とした、性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。 ○体験交流活動を通じて、乳幼児や児童・生徒等を対象に男女平等・男女共同参画意識を醸成します。	28	地域子育て支援センターでの交流活動の促進	子育て支援課
		29	地域子ども体験交流活動の実施	文化・スポーツ振興室
		30	幼児家庭教育学級及び家庭教育学級の開催	中央公民館
		31	児童館子どもの居場所づくりの実施	北開田児童館

◆キャリア教育

主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身に付け、将来直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするための教育のこと。

取組方針 4 生涯学習の場での男女共同参画の推進

生きがいや充実した生活を送るために、生涯学習を通じた学びの重要性が高まっています。

生涯学び続けることのできる環境を提供するため、男女共同参画センターをはじめ、中央公民館や図書館などで、生涯学習に関する情報提供や男女平等・男女共同参画に関する講座を行い、男女共同参画を学ぶ機会の充実を図ります。

施策の方向 8 多様な選択を可能にする学習機会の提供

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
18	○様々な機会やホームページ、SNS 等を活用し、性別や年代にかかわらず、全ての市民が楽しく、いきいきと学び続けられるよう、生涯学習に関する情報と学習機会を提供します。	32	多様な教室・講座等の情報提供	北開田会館
				文化・スポーツ振興室
				生涯学習課
				中央公民館
19	○男女共同参画を推進する講座の充実を図り、市民活動の支援や、一人ひとりの啓発につながるような学習機会を提供します。 ○男性の男女共同参画への理解促進のための講座や講演会などを開催します。	33	男女共同参画を推進する講座の開催や出前ミーティングと関連図書の利用促進	男女共同参画センター
		34	男女共同参画を推進する講座の開催	中央公民館
		35	男女共同参画関連図書の利用促進	図書館

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性活躍の推進

女性活躍推進計画

社会の様々な分野で女性が活躍する場面が増えていますが、日本は、他の先進諸国に比べると、男女共同参画に関する国際的な指標である**ジェンダー・ギャップ指数**は著しく低く、女性の能力活用が大きな課題となっています。特に政治分野や行政機関、民間企業における意思決定の立場にある女性の割合が低くなっています。

国では、2015（平成 27）年以降、毎年「女性活躍加速のための重点方針」を決定し、女性の活躍を加速するための取り組みを進めています。また、職業分野や政治分野での**積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）**を促すことを目的とした「女性活躍推進法」「候補者男女均等法」など、個別分野での取り組みを規定する法律も制定されました。

近年、民間企業において、**ダイバーシティ（多様性）**が企業成長のカギであるという考え方が広まり、女性や高齢者、障がいのある人、外国人など多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む企業が増えています。

就労の場における法律面の整備がなされ、働く女性は増加していますが、出産による離職や家庭生活との両立の難しさから女性自身が管理職など役職に就くことをためらう傾向もあります。そうした背景には、女性の方が家庭における家事や育児、介護などの負担が大きいという現実があることも影響しており、女性が活躍することの妨げとなっていることが考えられます。

「市民・事業所意識調査」では、地域活動への参加割合は、女性の方が男性に比べて高いという結果となりました。自治会やボランティア、福祉活動など地域活動は、その地域の課題解決につながります。近年、重要性が高まっている防災分野においても男女共同参画の視点をもって地域ぐるみで活動を推進していくことが求められています。

地域での男女共同参画意識の推進に向け、自主的な活動を行う市民団体への活動支援や女性リーダー育成の取り組みが重要です。

また、市民活動や各種講座の参加についても、女性に比べると男性の参加割合は相対的に低く、男性の長時間労働などを前提とした働き方や仕事中心の生活が、男性の様々な活動への参加の機会を妨げていると考えられます。

持続的に活力のある社会を築くためには、性別にとらわれずに誰もが自分の能力を発揮できる社会環境をつくり、ともに責任を分かち合うことが必要です。

仕事と家事や育児、介護などの家庭生活や、地域活動、趣味等の活動の選択を迫られることなく、あらゆる分野に男女が共に参画していくことができるよう、**ワーク・ライフ・バランス**を実現していくための社会の意識づくりが重要です。人生のあらゆるステージで、男女がともに活躍できる社会を目指した取り組みを進めます。

◆ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラム(WEF)が毎年公表している各国の社会進出における男女格差を示す指標。経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。日本は国会議員・官僚・企業管理職などで格差が大きく、2020 年の総合順位は 153 か国中 121 位。

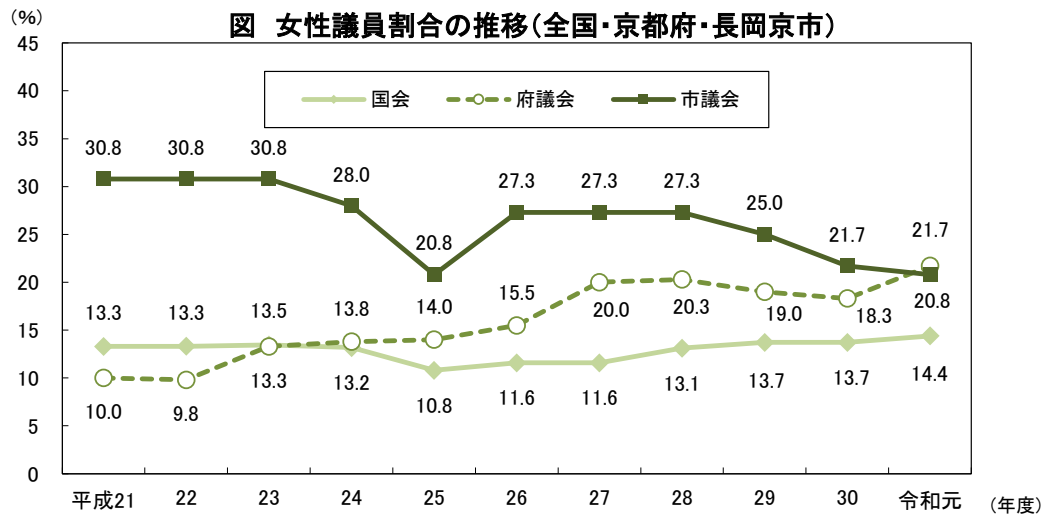
◆積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的格差是正措置は国や地方公共団体の責務とされている。女子差別撤廃条約では、この措置を差別と解してはならないと規定している。

表 ジェンダー・ギャップ指数の推移

	調査 国数	総合		経済		教育		健康		政治	
		順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア
2019 年	153	121	0.652	115	0.598	91	0.983	40	0.979	144	0.049
2018 年	149	110	0.662	117	0.595	65	0.994	41	0.979	125	0.081
2017 年	144	114	0.657	114	0.580	74	0.991	1	0.980	123	0.078
2016 年	144	111	0.660	118	0.569	76	0.990	40	0.979	103	0.103
2015 年	145	101	0.670	106	0.611	84	0.988	42	0.979	104	0.103
2014 年	142	104	0.658	102	0.618	93	0.978	37	0.979	129	0.058
2013 年	136	105	0.650	104	0.584	91	0.976	34	0.979	118	0.060
2012 年	135	101	0.653	102	0.576	81	0.987	34	0.979	110	0.070
2011 年	135	98	0.651	100	0.567	80	0.986	1	0.980	101	0.072
2010 年	134	94	0.652	101	0.572	82	0.986	1	0.980	101	0.072

資料：World Economic Forum「The Global Gender Gap Report



資料：国会は、衆議院・参議院各事務局調べ

府議会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

長岡京市議会は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

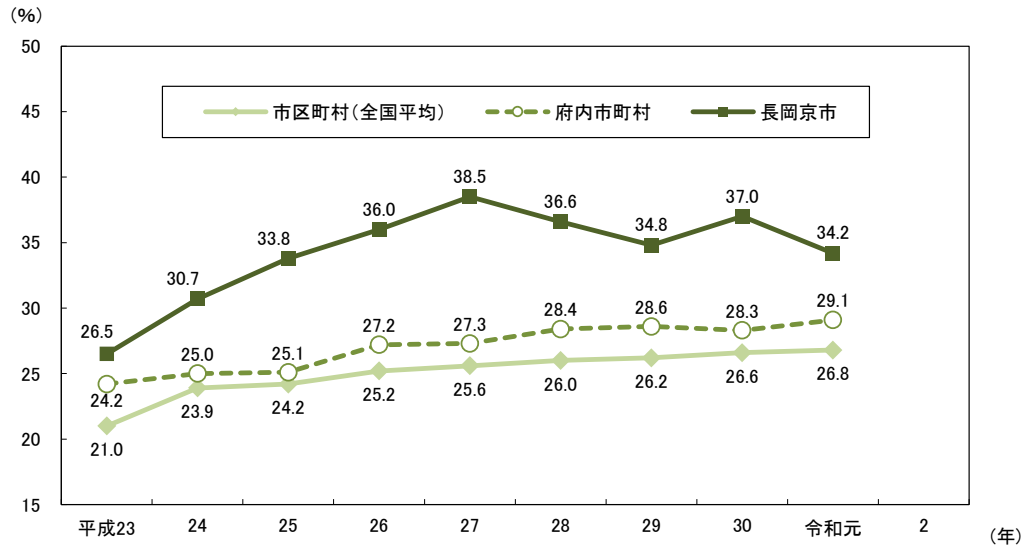
◆ダイバーシティ(多様性)

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

◆ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

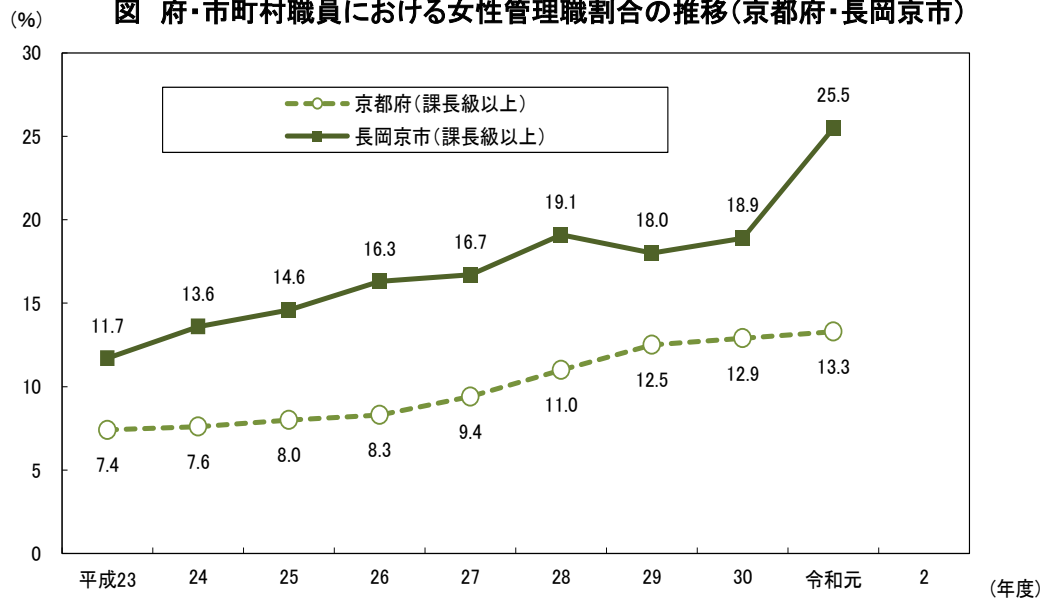
図 審議会等委員の女性委員割合の推移(全国平均・京都府内市町村・長岡京市)



(注)調査時点は原則として各年4月1日現在

資料:長岡京市は「長岡京市男女共同参画計画 第6次計画進行管理報告書」、全国平均と府内市町村は内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図 府・市町村職員における女性管理職割合の推移(京都府・長岡京市)



資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

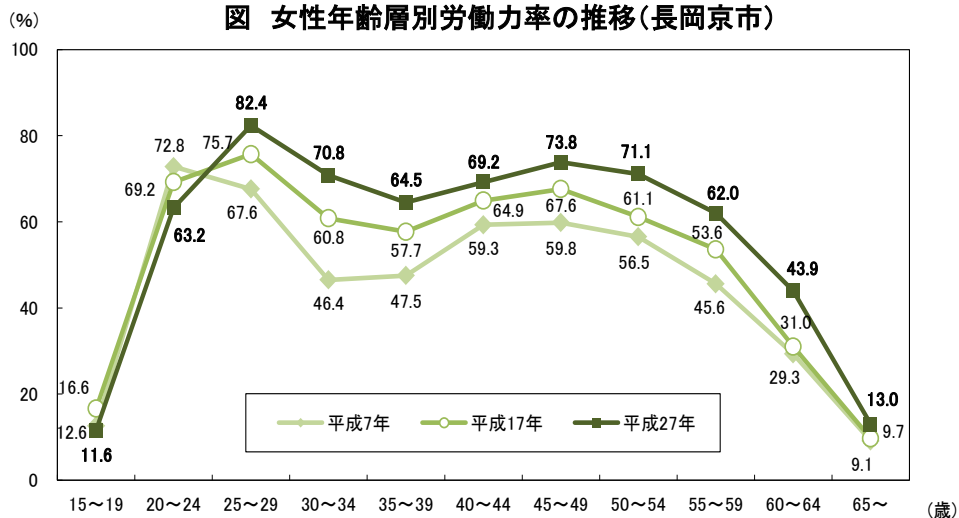
表 保育所・幼稚園・小中学校の校長・教頭等の女性割合(長岡京市)

年度	所長(保育所)			幼保連携型 認定こども園長			小規模保育施設長			園長(幼稚園)		
	計	女性	女性 割合	計	女性	女性 割合	計	女性	女性 割合	計	女性	女性 割合
令和元	11	8	72.7%	3	1	33.3%	10	10	100.0%	5	3	60.0%
平成30	11	7	63.6%	2	2	100.0%	7	7	100.0%	5	3	60.0%
29	10	9	90.0%	1	1	100.0%	5	5	100.0%	5	3	60.0%
28	10	9	90.0%	1	1	100.0%	3	3	100.0%	5	3	60.0%
27	11	10	90.9%	-	-	-	3	3	100.0%	5	3	60.0%
26	10	9	90.0%	-	-	-	-	-	-	5	3	60.0%

年度	小学校・校長			小学校・教頭			中学校・校長			中学校・副校長			中学校・教頭		
	計	女性	女性 割合	計	女性	女性 割合	計	女性	女性 割合	計	女性	女性 割合	計	女性	女性 割合
令和元	10	4	40.0%	10	3	30.0%	4	0	0.0%	1	0	0.0%	5	1	20.0%
平成30	10	4	40.0%	10	5	50.0%	4	0	0.0%	1	0	0.0%	5	0	0.0%
29	10	3	30.0%	10	5	50.0%	4	0	0.0%	1	0	0.0%	5	0	0.0%
28	10	2	20.0%	10	5	50.0%	4	0	0.0%	1	0	0.0%	5	1	20.0%
27	10	2	20.0%	10	4	40.0%	4	0	0.0%	1	0	0.0%	5	1	20.0%
26	10	2	20.0%	10	4	40.0%	4	0	0.0%	-	-	0.0%	4	2	50.0%

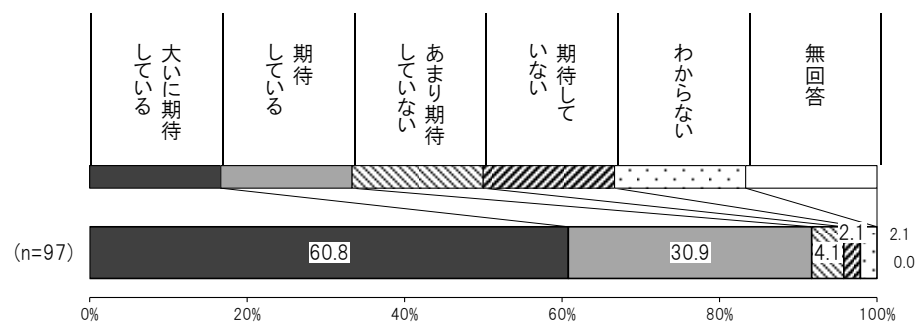
資料:幼稚園、小学校、中学校は文部科学省「学校基本調査」、保育所は、子育て支援課

図 女性年齢層別労働力率の推移(長岡京市)



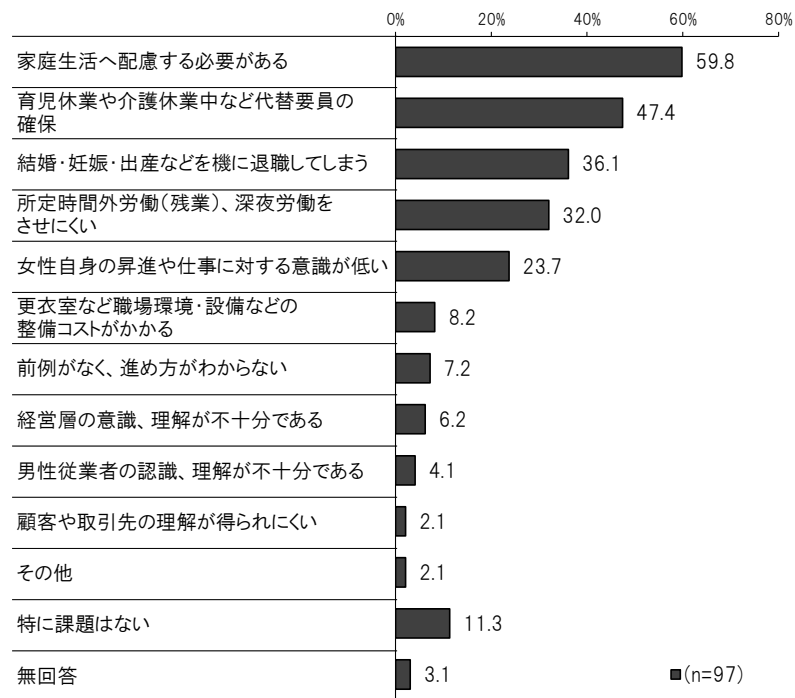
資料:総務省「国勢調査」

図 女性従業者の活躍についての考え方



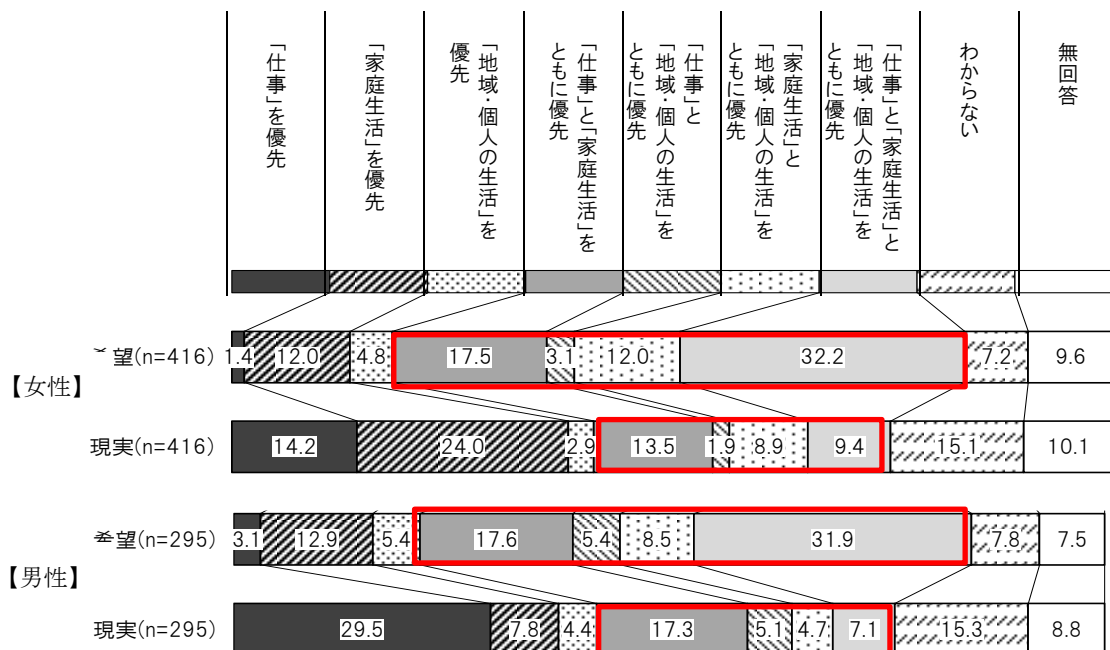
資料:「市民・事業所意識調査」

図 女性活躍推進にあたっての課題



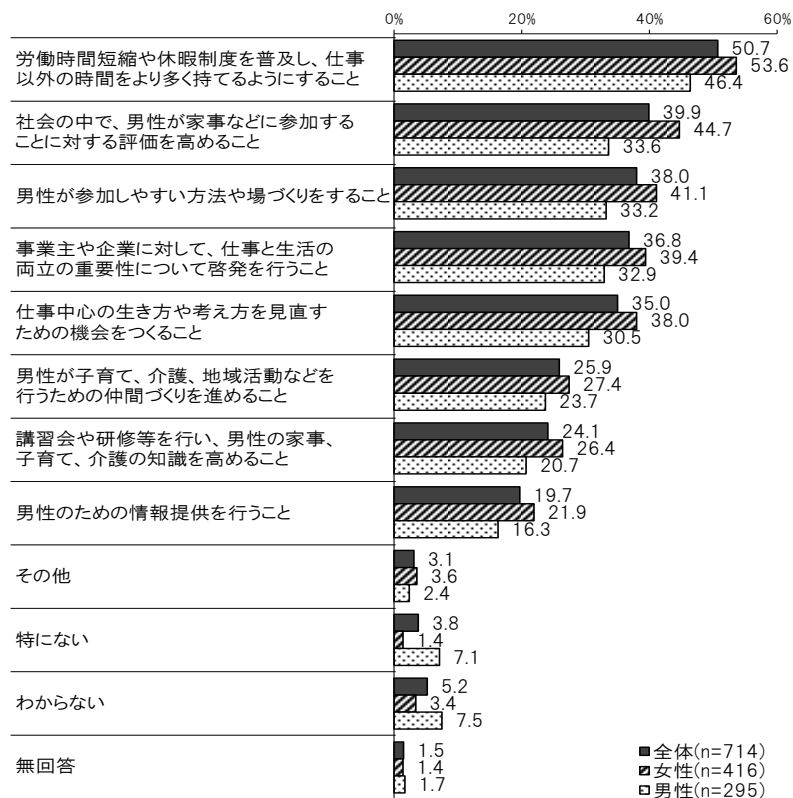
資料:「市民・事業所意識調査」

図 ワーク・ライフ・バランスの希望と現実



資料:「市民・事業所意識調査」

図 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと



資料:「市民・事業所意識調査」

取組方針 5 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

男女が共に、意思決定過程に参画することにより共に責任を担えるよう、政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）として目標値を定め、取り組みを進めます。

本市の審議会等の女性委員割合の推移をみると、30%以上は維持しているものの、2015（平成 27）年度を境に伸び悩んでいます。目標値の設定に加え、女性の参画が進まない要因を分析し、女性が参画、活躍しやすい環境整備と対応策を検討します。

また、本市の女性管理職（課長級以上）は、2020（令和 2）年 4 月時点で 27.4%、監督職（課長補佐級、係長級）のみでは 50%以上を女性職員が占めており、女性の登用が進んでいます。今後も引き続き、女性職員のキャリアアップのための人材育成を推進します。

地域の各種団体については、依然として主要な役職には男性割合が高い状況が続いています。リーダーとして力を発揮する女性の育成に努め、活躍の機会や分野を広げるための人材の発掘を行います。

女性の声を十分に反映し、男女が対等に活躍できる社会をつくるために、女性のエンパワメントを支援するとともに、女性の意識改革への取り組みを進め、政策・方針決定過程や意思決定の場への女性の参画拡大につなげます。

施策の方向 9 市における女性の登用の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
20	○市民公募の拡大、団体への協力要請などを通じて、審議会等への女性委員の登用を進めます。 ○女性委員のいない審議会等の解消を図ります。	36	各種審議会等への女性委員の登用推進	男女共同参画センター （審議会等所管各課）

施策の方向 10 女性リーダーの育成

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
21	○事業所や地域活動、市民活動のリーダー役割を担う人材を養成するための研修会の実施及び情報提供をします。 ○市民活動を通じて新たな女性リーダーの発掘や支援につなげます。 ○女性のチャレンジ支援のための多方面にわたる情報収集と提供をします。	37	女性リーダーの発掘および支援のための情報提供と講座を通じたエンパワメント支援	男女共同参画センター
22	○政策立案や実務に関する研修に、女性職員の積極的参加を促します。 ○女性職員の人材育成を行い職務能力向上機会の拡大を推進します。 ○女性職員の管理職・監督職への積極的登用を行います。	38	女性職員の研修参加促進やキャリアアップ研修による育成	職員課

取組方針 6 働く場における女性の活躍推進

働くことには、生活の経済基盤の安定とともに、自己実現や生きがいにつながるといった側面があります。育児休業を利用し、出産後も継続就業する女性は増え、**M字カーブ**は緩やかになっています。しかし、一方で、男女の所定内給与額の格差は、長期的にみると縮小傾向にあるものの、女性は男性の75%程度にとどまり、民間企業における女性の管理職割合は低い状況が続いています。

女性が職業をもつことが一般化する中で、就労の場における男女の不平等が是正され、公正な処遇が図られることが慣行となるよう、市内事業所に、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、働き方改革関連法等の情報の周知を行います。また、起業や再就職等、多様な働き方への支援についても、商工会等と連携のうえ行います。

「市民・事業所意識調査」では、事業所における女性の活躍に「期待している」と回答した事業所は9割を超えており、男女が共に能力を発揮し、職場で活躍していくことが求められています。

生きがいをもって働き続けられる職場環境づくり、女性も男性も双方が活躍できる職場づくりを目指し、業種や職種を超えた意見交換や学習の機会をつくり、市内事業所間におけるネットワークを構築します。

施策の方向 11 男女平等の雇用機会と待遇の確保

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
23	○様々な機会を活用して、男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう「男女雇用機会均等法」をはじめとする関係法令や制度を周知します。	39	男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等並びに制度に関する情報提供	男女共同参画センター
		40	労働関係法令の周知及び情報提供	社会福祉課

◆M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があることによる。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

施策の方向 12 女性の起業と就労支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
24	○農業に従事する女性が主体的にやりがいを持って働けるよう、知識・技術の習得機会を提供するほか、能力が発揮できるように努めます。	41	農業に従事する女性の研修や交流機会の提供及び能力発揮への支援	農林振興課
25	○商工会等と連携し、女性の活躍機会の拡大を図ります。	42	商工会女性部活動への支援	商工観光課
26	○女性がキャリアアップや転職するための学習機会や求人等の情報提供を行います。 ○京都府のマザーズジョブカフェなどの情報提供を行います。	43	女性のキャリアアップや再就職のための情報提供	男女共同参画センター
27	○女性活躍推進のための相談窓口を通じて就労、起業等に関する情報提供を行います。 ○京都府の支援等の制度活用を促進します。 ○商工会等を通して、起業に関する情報提供を行います。	44	就労、起業・創業への相談及び情報提供	男女共同参画センター
		45	女性の就労と起業・創業等に関する相談及び情報提供	商工観光課

施策の方向 13 事業所における女性活躍推進への働きかけ

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
28	○「女性活躍推進法」に基づく「事業主行動計画」の策定の周知啓発に努めます。 ○事業所や地域活動団体等に対して、様々な機会を通じて、男女共同参画の重要性を啓発し、女性の役職者の増加に努めます。	46	商工会、地域活動団体等を通じた「女性活躍推進法」の周知啓発	男女共同参画センター 関係各課(各種団体所管課)
				商工観光課
29	○女性活躍推進のための市内事業所におけるネットワークを構築します。 ○研修会等を通じて働く場における女性活躍への意識の向上と啓発を推進します。	47	市内事業所ネットワーク研修会の実施	男女共同参画センター

取組方針 7 地域における男女共同参画の推進

「地域」は家庭とともに、最も身近な暮らしの場であり、自治会活動やPTA、子ども会活動のほか、ボランティアや地域福祉、文化・スポーツ活動など様々な市民の活動、交流機会が存在しています。多様な地域活動が男女共同参画の視点で行われることで、地域に根差した男女共同参画社会の実現につながります。

なかでも地域防災の分野では、近年の災害時において、女性や高齢者、障がいのある人等への配慮の必要性、防災・災害対応における男女共同参画の視点の重要性が指摘されています。年齢、性別、国籍、障がいの有無など、様々な市民が共に地域で暮らしていることを念頭において、防災・災害活動や避難所運営に対して、多様な意見の反映に努めるとともに男女共同参画の視点で取り組みます。

また、男女共同参画の推進拠点である男女共同参画フロアや市民活動サポートセンターなどを活用し、市民団体の男女共同参画に関する取り組みを支援します。

施策の方向 14 あらゆる世代が男女共同参画で取り組む地域づくりの推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
30	○「長岡京市市民協働のまちづくり指針」「長岡京市市民協働のまちづくり推進プラン」に基づき、地域の自治会及び各種団体に対して男女共同参画の視点に立った運営の働きかけをし、活動の活性化を促進します。	48	地域コミュニティ協議会、自治会等を通じた意識啓発や情報提供	自治振興室

施策の方向 15 防災における男女共同参画の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
31	○男女共同参画の視点に立って防災・災害復興に取り組みます。 ○男女共同参画の視点に立った、地域における防災意識の向上を図ります。	49	地域防災計画の推進	防災・安全推進室
		50	地域防災訓練の実施	防災・安全推進室
		51	防災学習会の実施	防災・安全推進室

施策の方向 16 男女共同参画を推進する市民活動の支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
32	○男女共同参画センター及び男女共同参画フロアを男女共同参画の推進拠点としての充実を図ります。 ○男女共同参画フロアが男女共同参画の推進拠点として運営されるよう男女共同参画推進団体の活動を促進します。	52	男女共同参画センター及び男女共同参画フロアの活用促進	男女共同参画センター
		53	男女共同参画フロア活動団体の活動促進	男女共同参画センター
33	○長岡京市の市民活動の拠点である市民活動サポートセンターが男女共同参画の視点で運営されるよう支援し、性別に偏らない市民活動に参加・参画したい市民のサポートを実施します。	54	市民活動サポートセンターでの活動促進	自治振興室

取組方針 8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

「市民・事業所意識調査」では、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の活動」をともに優先したいと希望する人の割合に対して、現実にも優先できている人は少なく、希望と現実には隔たりがあります。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人の問題だけではなく、事業所の理解の促進や社会全体での意識の共有が重要であることから、様々な機会を捉えて啓発を行い、社会全体での意識づくりを進めます。

また、子育てや介護の環境整備を進めるなど、多面的に仕事と家庭・地域生活の両立支援を進めます。

特に男性に対して、生活や暮らし方を考えるため、家庭生活などへの参画促進、ワーク・ライフ・バランスの推進についての学習の機会を提供します。

事業所に対しては、長時間労働の是正や男性の育児・介護休業、有給休暇の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりと理解の促進に向け、情報提供と啓発を行います。

施策の方向 17 仕事と子育て・介護などの両立支援の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
34	○男女平等・男女共同参画の視点に立って「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」「放課後子ども総合プラン」に基づく子育て支援事業を推進します。	55	保育サービスの充実	子育て支援課
		56	放課後子ども総合プランに基づく放課後対策	文化・スポーツ振興室
35	○男女平等・男女共同参画の視点に立って、子育てにおける市民の相互援助組織であるファミリーサポートセンターなど様々な子育て支援事業を推進します。	57	ファミリーサポートセンターの充実	子育て支援課
		58	病児・病後児保育サービスの充実	子育て支援課
36	○高齢者を介護する家族に対し、男女共同参画の視点に立った支援を行います。	59	家族介護者への支援	高齢介護課
		60	介護保険サービスの利用促進	高齢介護課

施策の方向 18 男性の子育て・家庭生活・地域活動への参加促進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
37	○男性が生活面の技術を習得する機会を提供します。 ○男性が育児、家庭生活、地域活動に積極的に参画できるよう啓発及び学習機会を提供します。	61	仕事と家庭生活等の両立支援に関する学習機会の提供	男女共同参画センター
				中央公民館
				北開田会館
38	○関係課と連携し、事業所に対して男性にとってのワーク・ライフ・バランスの推進や理解を深めるための啓発や情報提供を推進します。	62	男性の育児・介護休業、配偶者の出産に係る休暇・介護休暇取得制度等の情報提供	男女共同参画センター

施策の方向 19 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
39	○次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定について情報を提供します。 ○事業所への労働時間短縮等の労働条件の整備や両立支援制度の充実等、職場環境の整備とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に努めます。 ○育児休業等取得促進に向けた啓発や情報提供を推進します。	63	事業所向けワーク・ライフ・バランスに関する啓発及び情報提供	男女共同参画センター
		64	商工会、地域活動団体等を通じた「次世代育成支援対策推進法」の周知啓発	商工観光課
		65	特定事業主行動計画の推進	職員課
		66	育児及び介護休業、介護休暇等取得の啓発及び情報提供	職員課

基本目標Ⅳ あらゆる暴力の根絶

DV 防止基本計画

ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などで男性が被害者になることもあります。被害者の圧倒的多数は女性です。これらの女性に対する暴力の背景には、男性が女性を対等な人間としてみていない性差別意識に加えて、性に基づく固定的な意識や経済力の格差、仕事上の上下関係など、男女のおかれた状況が影響する社会構造的な側面があることから、社会的に解決すべき課題といえます。

DV防止法の制定を境に、DVに対する社会的な認識が広まり、DV被害者の保護に関しても、暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充、自立支援の強化、適用対象の拡大など一定の制度化と取り組みが進みました。しかし、根強い性差別意識や男女の社会的地位の格差が解消されなければ、女性に対する暴力は根絶されません。

また、近年、アダルトビデオ出演強要やJKビジネス、SNSを通じた出会い等により若年者が性被害を受けたり、性暴力に巻き込まれたりすることが問題になっています。

デートDVといったカップル間で起こる暴力も、身近な問題として起こっています。

京都府内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数並びに京都府警におけるDV認知件数は、年々増加しており、女性に対する暴力は決して許されないものであるという意識の浸透を進めるとともに、男女の対等な人間関係を基礎とした暴力のない社会づくりを進める必要があります。

近年、全国の労働局が受けた「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が年々増加するなど、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントといった様々なハラスメントの存在が社会問題となっていることを受けて、事業主に対してハラスメント防止対策を義務づける法改正が行われました。

ハラスメントは、人としての尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えたりする暴力でありどのような場面であっても起こることがないように、社会全体の意識づくりに向けた取り組みを進めます。

◆ドメスティック・バイオレンス(夫婦・パートナー間の暴力)DV

配偶者、恋人その他の親密な関係にある(あった)者の間で起こる暴力、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力、及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、子どもを巻き込む暴力などが含まれる。

◆セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他の生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。男女雇用機会均等法では、職場において行われる性的な言動に対する対応によって労働条件について不利益を受けること(対価型)、又は職場において行われる性的な言動により就業環境が害されること(環境型)をさし、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の義務が規定されている。

◆JKビジネス

主として「JK」(女子高校生)などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるもの。繁華街を抱える大都市を中心に、「カフェ」や「散歩」など、様々な形が存在する。

◆デートDV(カップル間の暴力)

カップルの間で起こる暴力のこと。殴る、蹴るの暴力だけでなく、どなる、おどす、交友関係を細かくチェックし行動を制限するなど、相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為も含む。

◆マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産を理由に職場において不利益を受けたり、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたりすること。

◆パワー・ハラスメント

職場のパワー・ハラスメントとは、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害される、という3つの要素を満たすものをいう。業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は、職場におけるパワー・ハラスメントには該当しない。

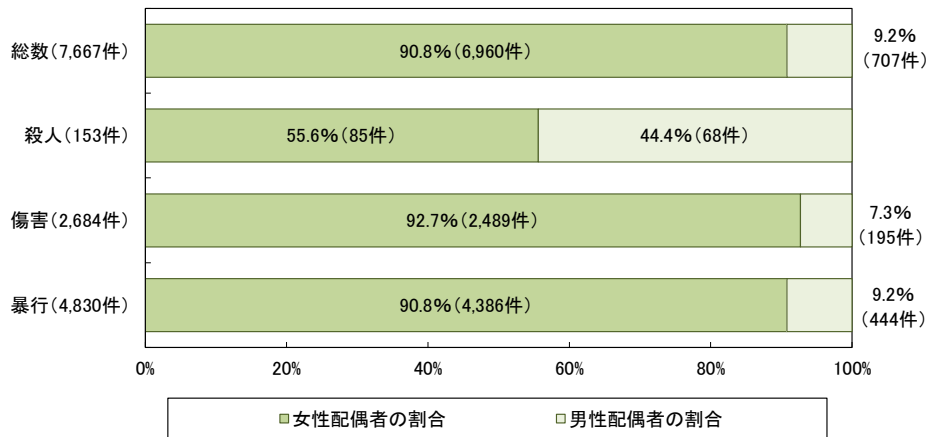
表 警察における刑法犯認知件数・相談件数(被害者の状況)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
強姦性交等	認知件数	1,167	989	1,109	1,307	1,405
	うち女性	1,167	989	1,094	1,251	1,355
	女性割合	100.0	100.0	98.6	95.7	96.4
強制わいせつ	認知件数	6,755	6,188	5,809	5,340	4,900
	うち女性	6,596	5,941	5,610	5,152	4,761
	女性割合	97.6	96.0	96.6	96.5	97.2
公然わいせつ	認知件数	1,138	962	825	788	8/13 現在
	うち女性	1,039	883	750	697	未公表
	女性割合	91.3	91.8	90.9	88.5	
略取誘拐・人身売買	認知件数	191	228	239	304	293
	うち女性	144	188	203	247	245
	女性割合	75.4	82.5	84.9	81.3	83.6
配偶者からの暴力	相談件数	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207
	うち女性	55,584	59,412	60,015	61,518	64,392
	女性割合	88.0	85.0	82.8	79.4	78.3
ストーカー	相談件数	21,968	22,737	23,079	21,556	20,912
	うち女性	19,627	20,180	20,381	18,949	18,403
	女性割合	89.3	88.8	88.3	87.9	88.0
私事性的画像被害※	相談件数	1,143	1,063	1,243	1,347	1,479
	うち女性	1,041	979	1,138	1,257	1,382
	女性割合	91.1	92.1	91.6	93.3	93.4

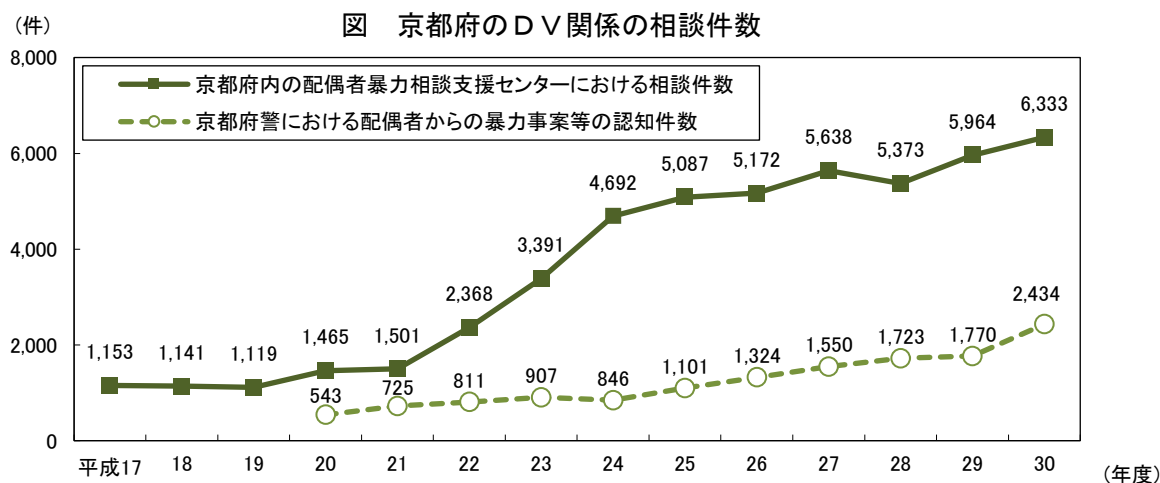
資料:警察庁統計資料

※プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為

図 配偶者による犯罪の種類・性別被害者の割合(全国)



(参考)警察庁資料より作成 資料:内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」2019 年(令和元年)版



資料: 京都府「男女共同参画に関する年次報告」2019 年度(令和元年度)版、
京都府「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」

表 男女共同参画センターで受け付けた相談件数の推移

女性の相談室

	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
一般相談(面接・電話)						68	557	680	395	528
内DV						12	151	152	130	59
女性のカウンセリング ルーム	114	115	140	165	159	99	94	88	100	70
内DV	26	26	49	59	37	5	6	8	5	4
法律相談	18	22	17	22	22	25	22	17	24	21
内DV	4	4	4	11	3	6	3	5	4	2
合計	132	137	157	187	181	192	673	785	519	619
内DV	30	30	53	70	40	23	160	165	139	65
DV割合	22.7	21.9	33.8	37.4	22.1	12.0	23.8	21.0	26.8	10.5

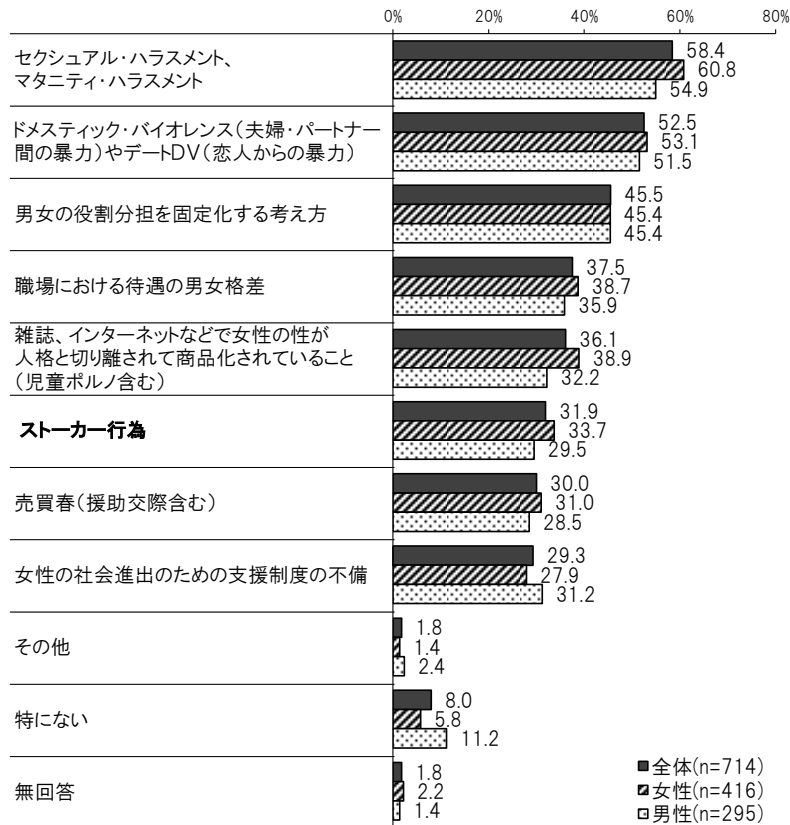
資料: 男女共同参画センター、平成 27 年度より一般相談(面接相談・電話相談)開設

男性の電話相談

	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
男性の電話相談								18	15	19
内DV								1	0	0
合計								18	15	19
内DV								1	0	0
DV割合								5.6	0	0

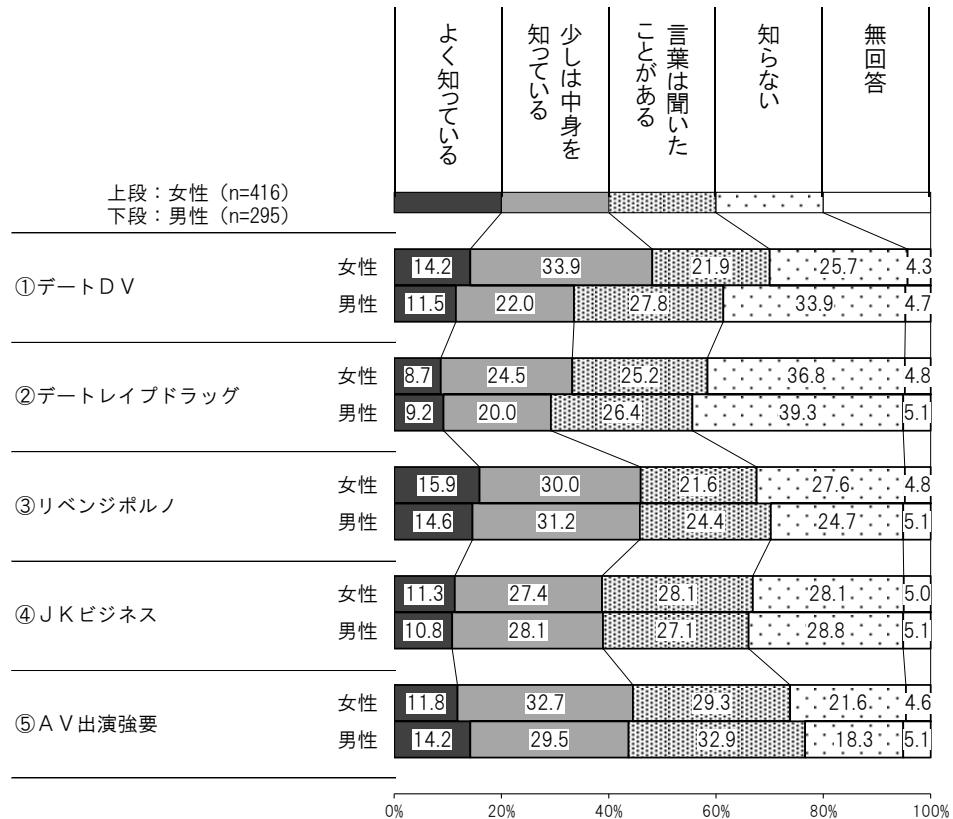
資料: 男女共同参画センター、平成 29 年 6 月より男性の電話相談開設

図 女性の人権が侵害されていると思うこと



資料:「市民・事業所意識調査」

図 主に女性が被害にあっている問題の認知

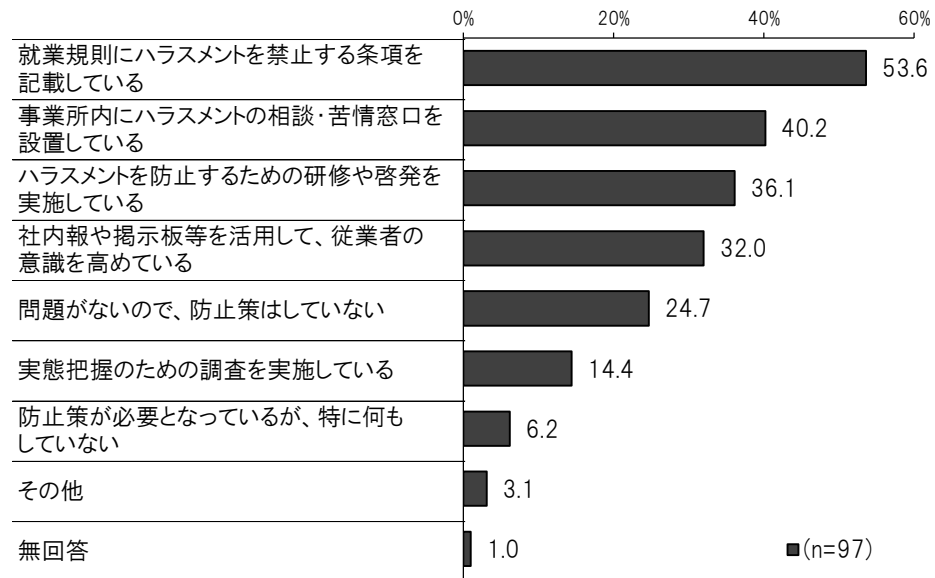


資料:「市民・事業所意識調査」

◆ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉・性的羞恥心を害する行為などを反復して行うこと。

図 ハラスメント防止のための取り組み



資料:「市民・事業所意識調査」

取組方針 9 女性に対する暴力を許さない社会づくりの意識啓発

女性に対する暴力の根底には、女性の人権を軽視し、侵害するという共通点があると考えられます。

同意のない性行為は暴力であるという**性的同意**についての認識は広がりつつありますが、女性に対する暴力は、家庭、職場、学校など日常の様々な場面において生じており、暴力の問題の重大性が十分理解されているとはいえない状況です。

暴力は絶対に許されないものです。誰もが、被害者にも加害者にもなることなく安心して暮らせる社会をつくるため、性犯罪や性暴力防止に向けた意識啓発を進めます。

また、デートDVは、気付かないうちに被害者となっている場合もあることから、誰もが暴力の当事者とならないために、学校等での学習機会を通して、暴力被害への未然防止につなげます。

施策の方向 20 あらゆる暴力を許さない意識啓発と学習機会の提供

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
40	○ドメスティック・バイオレンス、デートDV、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、性暴力、売買春等の女性に対する暴力が重大な人権侵害であることや、児童虐待とDVには密接な関係があることを踏まえ、女性に対する暴力を許さない意識の浸透を図ります。	67	パープル＆オレンジリボンプロジェクトによる啓発	男女共同参画センター
41	○配偶者等に対する暴力への正しい認識と法的知識を深めるための学習機会を提供します。 ○暴力被害への未然防止や相談窓口の周知を図ります。	68	DV防止啓発講座の開催及びDV防止啓発事業の充実	男女共同参画センター
		69	若年層へのDV等防止啓発事業の推進	男女共同参画センター
		70	「デートDV」啓発冊子等を利用した学習機会の提供	学校教育課
42	○性犯罪や性暴力の実態や正しい認識についての啓発を行います。 ○男女共同参画の視点に立って「長岡京市防犯行動計画」を推進します。	71	性暴力などの防止に向けた啓発と情報提供	男女共同参画センター
		72	性犯罪などの防止に向けた啓発及び「防犯行動計画」の推進	防災・安全推進室

◆性的同意

性にまつわることについて、相手の意思を互いに確認すること。

取組方針 10 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護

DVに関する相談件数が増加している背景には、DVに対する社会的な認識の高まりがあると考えられます。

DV被害からの回復には、周囲が考える以上の時間が必要であることが多く、被害者の中には暴力の場所から逃れたあとも、長期間にわたって精神的な不安定さ、体の不調、経済的困難を抱えている場合も多いと言われています。

今後も、女性の相談室等の各種相談窓口の周知を行い、暴力防止に向けた講座や啓発による意識の浸透を図ります。また、被害者保護から自立支援に向けてDV対策ネットワーク会議や関係機関と連携のうえ、被害者保護の徹底に取り組みます。

また、DV被害をなくすためには、加害者への対応も念頭におく必要があることから、関係機関との連携強化により、包括的な支援を進めます。

施策の方向 21 相談・支援体制の充実

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
43	○女性に対するあらゆる暴力が潜在化しないように、相談しやすい体制づくりを充実します。 ○関係機関と連携し緊急事案をはじめ問題解決への対応体制を強化します。	73	「女性の相談室」の充実	男女共同参画センター
		74	DV 対策ネットワーク会議関係機関との連携強化	男女共同参画センター
44	○京都府配偶者暴力相談支援センターや京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都 SARA) 等、相談機関の周知を図ります。 ○関係機関と連携し被害者支援を進めます。	75	相談窓口の周知と連携強化	男女共同参画センター

施策の方向 22 被害者保護の徹底と包括的支援・加害者更生支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
45	○京都府配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関との連携を強化します。 ○DV被害者支援のワンストップ化を図り、緊急一時保護、生活の自立、心のケアなど被害者への包括支援を行います。 ○緊急事案をはじめ問題解決への対応体制を強化します。	76	DV 対策ネットワーク会議及び DV 対策ケース検討会議の運営及び関係機関、児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待ネットワーク機関との連携	男女共同参画センター
		77	関係機関と連携した被害者保護体制の充実	男女共同参画センター
46	○児童虐待と DV には密接な関係があることを踏まえ、健診や各種相談、保育所・幼稚園・学校等における子どもの状態など、様々な機会を通して児童虐待と DV の早期発見に努めます。	78	育児支援家庭訪問事業の実施	健康医療推進室
		79	「要保護児童対策地域協議会」の運営及び関係機関との連携	子育て支援課
		80	家庭児童相談室の充実	子育て支援課
47	○DV、ストーカー等の被害者保護のための住民基本台帳事務における措置の徹底を図ります。 ○被害者の個人情報保護について、職員間の認識の共有と徹底を図ります。	81	住民票・戸籍附票の発行制限及び閲覧制限、情報開示の制限及び個人情報保護の徹底	市民課
48	○被害者が地域で自立生活できるよう、関係機関と連携して継続的な支援を行います。 ○被害者支援の一環として、京都府の 加害者のための更生プログラム などの周知を図ります。	82	関係機関と連携した被害者への自立支援と加害者への更生支援	男女共同参画センター

◆加害者更生プログラム

教育により DV 加害者の加害責任の自覚と行動の変容を促すことで、DV 被害者の安全確保と被害からの回復を図る。

取組方針 11 ハラスメント防止への取り組み

「市民・事業所意識調査」では、女性に対する人権侵害だということとして「セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント」が最も多く挙げられています。

様々なハラスメントの防止に向けて法改正が行われましたが、「市民・事業所意識調査」では、就業規則にハラスメントを禁止する条項を記載している事業所は約5割に留まっており、ハラスメントへの対策は十分とはいえません。

ハラスメントは、職場だけではなく、家庭や地域など日常のあらゆる場面に存在します。

事業所に対しては、法律の改正内容等の周知や情報提供を行い、意識の醸成に向けた働きかけを行います。

また、地域団体などを通じて、ハラスメント防止に向けた意識啓発への取り組みを進めます。

施策の方向 23 様々なハラスメント防止の働きかけと周知

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
49	○地域や事業所における、セクシュアル・ハラスメント等様々なハラスメント防止の啓発をします。 ○研修等の情報提供等を通じてハラスメントを起こさない地域・職場づくりを促進します。	83	地域団体等を通じて、市民・地域でのハラスメント防止に関する意識啓発	男女共同参画センター
		84	商工会、商店街等を窓口にして、セクシュアル・ハラスメント等様々なハラスメント防止に関する事業主の講ずべき措置に関する情報提供	商工観光課
50	○庁内における防止対策として、ハラスメント研修を実施します。 ○ハラスメントを起こさない職場づくりを徹底します。 ○相談・支援体制を充実します。	85	ハラスメントに関して講ずべき措置についての指針の周知徹底	職員課
		86	相談体制の周知及びハラスメント研修の実施	職員課

基本目標Ⅴ 健康で安心な暮らしの実現

健康増進や生活習慣病予防のためには、自ら健康管理を行うことが重要であり、男女がそれぞれの健康課題を適切に把握し、心とからだの健康を保つことは、生活の質に大きくかわってきます。

生命と密接にかかわる性のありかたや自己決定は、人が尊厳をもって生きる上で重要な要素であり、人権の視点をもって取り組むことが大切です。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての認識を深め、女性の健康と権利を守るとともに、男女の健康と権利、責任に関わることとして意識する必要があります。

また、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人などは、様々な生活上の困難を抱える場合があります。それらの背景や状況が理解され、合理的な配慮や必要とされる支援が、適切に届かなければなりません。

全国的な傾向と同様に、本市でもひとり親の世帯は増加しています。就労など自立に向けた支援、相談体制を整えることが重要です。

誰もが、性別や年齢、その人のおかれた社会的な状況にかかわらず、どのような場面でも、ひとりの人間として尊重され、健康で安心して生活を送ることができる地域社会を目指した取り組みを進めます。

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年（平成6年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルスは、女性の全生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方であり、リプロダクティブ・ライツは、それを全ての人々の基本的人権として位置づける理念である。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

表 乳がん・子宮頸がん検診実施状況(長岡京市)

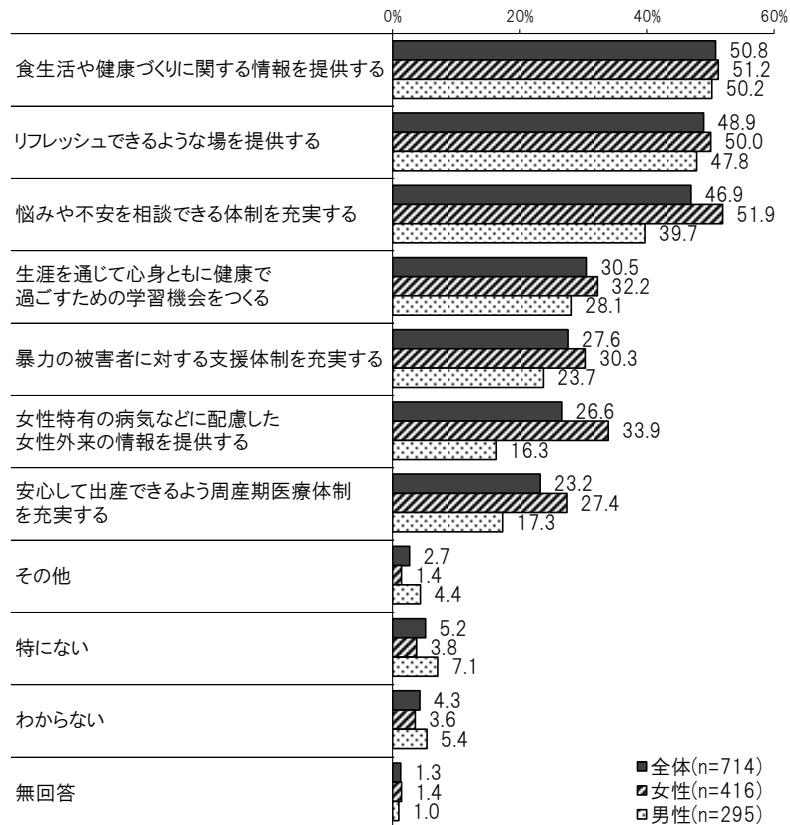
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
乳がん検診	対象者	15,274 人	15,274 人	15,274 人
	受診者	1,408 人	1,366 人	1,301 人
	受診率	18.2%	18.0%	17.2%
子宮頸がん検診	対象者	18,382 人	18,382 人	18,382 人
	受診者	1,725 人	1,499 人	1,553 人
	受診率	18.4%	17.4%	16.5%
前立腺がん検診	対象者	7,553 人	7,553 人	7,553 人
	受診者	3,008 人	2,945 人	2,920 人
	受診率	39.8%	39.0%	38.7%
大腸がん検診	対象者	23,697 人	23,697 人	23,697 人
	受診者	5,002 人	4,782 人	4,794 人
	受診率	21.1%	20.2%	20.2%
肺がん検診	対象者	23,697 人	23,697 人	23,697 人
	受診者	1,291 人	1,466 人	963 人
	受診率	5.4%	6.2%	4.1%
胃がん検診	対象者	23,697 人	23,697 人	23,697 人
	受診者	990 人	828 人	707 人
	受診率	4.2%	3.5%	3.0%
胃がんリスク検診	対象者	1,694 人	1,674 人	1,000 人
	受診者	270 人	233 人	149 人
	受診率	15.9%	13.9%	14.9%

(注) 乳がん検診、子宮頸がん検診は、隔年受診のため、対象者数に対する受診者の割合と受診率は一致しない。

(注) 胃がんリスク検診以外のがん検診の対象者数は、国勢調査の数値から算出しているため、平成 29 年度から 5 年間は同じとなる。

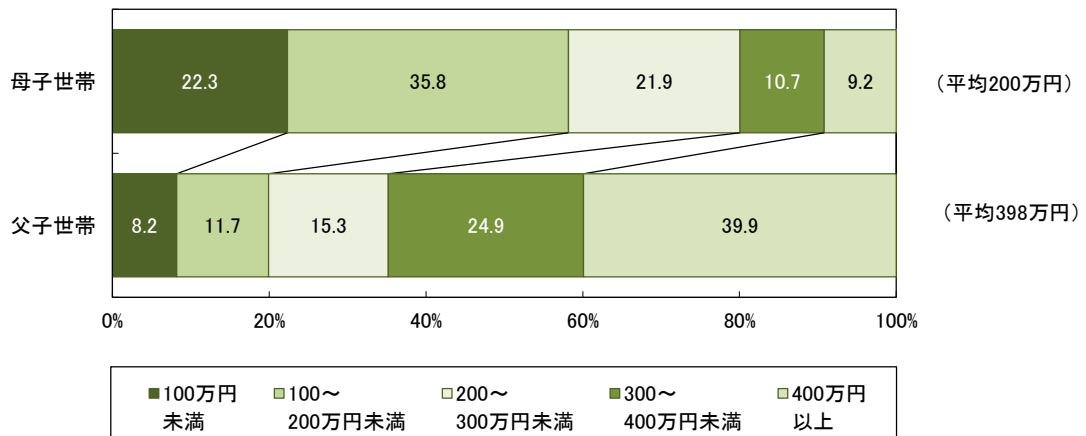
資料: 健康医療推進室

図 心とからだの健康を保つために必要な取り組み



資料:「市民・事業所意識調査」

図 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合(全国)



(注) 年間就労収入とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の年間就労収入である。
資料:厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査結果報告」2016年度(平成28年度)版

取組方針 12 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に基づく女性の健康支援

リプロダクティブ・ヘルスとは、生涯にわたって性と生殖に関わる心と身体の健康が保たれることです。一方、リプロダクティブ・ライツとは、自分の身体に関して自分の意思が尊重され、自己決定できるための権利が基本的人権として保障されるという考え方です。

若年層に向けた望まない妊娠や性感染症を予防するためには、正しい知識を学ぶ機会の提供や、「性的同意」をはじめとしてパートナー間で話し合うことにより、お互いが対等で尊重し合える関係をつくるための啓発など、様々な学習機会を提供し、女性の健康支援に取り組みます。

安心して産み育てることのできる環境整備を進めるとともに、妊娠などについて、女性だけでなく、男性の理解促進に向けた啓発を行います。

施策の方向 24 性に関する理解と性感染症予防などの啓発

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
51	○リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認識を深める学習機会を提供します。	87	性と生殖に関する情報や学習機会の提供	男女共同参画センター
52	○性感染症などに関する正しい知識の普及啓発を進めます。	88	男女共同参画センター情報コーナーの充実(性感染症などに関する情報)	男女共同参画センター
53	○成長過程に応じて、性に関する指導の中に現代の問題である性感染症や薬物依存等も取り入れた学習を行います。	89	性に関する指導の充実	学校教育課

施策の方向 25 安心して妊娠・出産できる環境の整備

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
54	○母子の健康とともに男性が妊娠・出産・育児について正しい理解を得ることを促進します。 ○安心して妊娠・出産できる環境を提供します。	90	長岡京子育てコンシェルジュ事業の実施	健康医療推進室
		91	子育て応援教室の開催	健康医療推進室
		92	新生児訪問事業の実施	健康医療推進室
		93	不妊症・不育症治療助成金制度の実施	医療年金課

◆子育てコンシェルジュ事業

保健師・助産師・栄養士等専門職がチームとなって、市民の妊娠・出産・子育てをサポートする事業。

取組方針 13 生涯を通じた健康づくりの支援

食生活、生活習慣の変化などを背景に、女性特有の疾病である子宮がん、女性に多い乳がん、骨粗しょう症の罹患が増加しています。女性では 20 歳から 40 歳代でがんにかかる人の割合が男性と比べて高い傾向にあり、女性は、妊娠・出産期、更年期などに男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。

ストレスの多い現代社会では、心の健康に問題を抱える人は増えており、うつ病や自殺の増加などが社会問題となっています。

自殺者の割合は、女性よりも男性に多く、男性の方がストレスを抱え込みやすいといった傾向があります。

それぞれのライフステージに応じて、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、支援を行います。また、心とからだの健康について、正しい知識を身につけ、必要な情報を得ることができるよう、様々な相談体制の充実を図り、生涯にわたる健康づくりを支援します。

施策の方向 26 ライフステージに応じた健康支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
55	○市民がライフステージに応じて、主体的に健康づくりに取り組むための支援を行います。 ○性別や年代別の心身の健康や疾病・介護予防など、健康に関する正しい知識の普及、啓発を進めます。	94	総合型地域スポーツクラブの推進	文化・スポーツ振興室
		95	子育て応援教室事業、健康づくり教育事業、生活習慣病予防事業、健康づくり実践・啓発事業の実施	健康医療推進室
		96	一般介護予防事業の充実	高齢介護課
56	○健診事業などを通じて疾病の早期発見・早期治療の啓発、相談などを行います。 ○40 歳以上の市民に、心身の健康や疾病予防のため、特定健診等の受診や保健指導を推進します。	97	成老人健康診査・がん検診事業、後期高齢者健康診査事業及び保健指導の実施	健康医療推進室
		98	国民健康保険被保険者特定健康診査及び保健指導の実施	国民健康保険課

施策の方向 27 心と体の健康支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
57	○性別やライフステージに応じて、心と体の健康問題に対する理解を深める機会を提供します。 ○専門機関と連携して相談体制を充実します。 ○未然に自殺を防止する対策を進めます。	99	医師・心理等発達相談事業及び地域リハビリテーション事業の実施	健康医療推進室
		100	「自殺対策計画」の推進	社会福祉課
		101	障がい者地域相談支援	障がい福祉課
		102	高齢者相談	高齢介護課
		103	教育相談	教育支援センター

取組方針 14 様々な状況にある人への支援と環境整備

女性は、全ての世代において非正規雇用労働者の割合が高いことなどの経済社会における男女が置かれた状況の違いを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

また、高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、外国人であることなど、社会的な困難を抱えている人が、さらに複合的な困難な状況におかれる場合があります。

様々な困難を抱える人への支援を行い、安心して暮らせる社会環境づくりを進めます。

施策の方向 28 高齢者・障がいのある人・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
58	○就労に関する情報を提供します。 ○関係機関と連携した就労相談の体制を充実します。	104	福祉なんでも相談室における就労支援	社会福祉課
		105	就労支援ネットワーク会議の運営	社会福祉課
59	○高齢者の就労機会を確保するため、シルバー人材センターと連携し、男女共に就労機会等の拡大に努めます。	106	高齢者の就労機会等の拡大	高齢介護課
60	○男女共同参画の視点に立って高齢者虐待の予防と関係機関との連携を強化します。 ○地域における高齢者虐待の防止及び早期発見を円滑に実施します。	107	高齢者虐待の予防と対策の強化	高齢介護課
61	○男女共同参画の視点に立って高齢者社会を支える介護体制の充実を図ります。	108	「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」の推進	高齢介護課
62	○男女共同参画の視点に立った障がい者(児)への自立支援及び教育支援を推進します。	109	「障がい者(児)福祉基本計画」「障がい福祉計画」に基づく自立支援	障がい福祉課
63	○在住外国人女性をはじめとする複合差別を受けやすい立場の人に向けた情報提供や相談機関との連携を行います。	110	在住外国人女性等への情報提供や相談機関との連携	男女共同参画センター

施策の方向 29 ひとり親家庭への支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
64	○ひとり親家庭の母親や父親及び子どもに対して、総合的な自立を手助けします。	111	相談の充実、就労や子育て支援に関する情報提供	男女共同参画センター
		112	児童扶養手当の支給	子育て支援課
		113	母子家庭等自立支援給付金事業(自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業)の周知	子育て支援課
		114	ひとり親医療費の支給	医療年金課

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 総合的な推進体制の整備・充実

男女共同参画社会の形成を図るためには、前章で述べた広範かつ多岐にわたる取り組みを展開していかなければなりません。これらの取り組みを総合的、効率的に進めていくため、庁内の推進体制を整備するとともに、市の各分野が連携し、横断的に取り組んでいきます。

また、社会のあらゆる分野へ男女共同参画意識を浸透させるためには、施策を推進する市そのものが男女共同参画に関する認識を高める必要があります。そのために、職員が男女平等・男女共同参画の視点を養い、男女が対等に能力を発揮しながら市民の多様なニーズに応えられる職場づくりを推進します。

1) 男女共同参画審議会の設置

有識者や市民代表で構成される「長岡京市男女共同参画審議会」を設置し、施策の実施状況の報告ならびに市民の苦情申し出などへの検討を行います。

2) 男女共同参画推進本部の設置

市長を本部長とする庁内推進組織である「長岡京市男女共同参画推進本部」を設置し、本計画を推進するための行政内部の総合調整を図ります。

3) 男女共同参画推進本部幹事職員の配置

本計画の進捗管理とともに、市役所が男女共同参画のモデル職場となるよう、庁内での男女共同参画を推進する横断的な推進組織として、関係各課に男女共同参画推進本部幹事職員を配置します。

4) 財源の確保

計画推進のために必要な財源の確保に努めます。

(2) 市民と行政の連携・協働による推進

男女共同参画を推進するためには、市民一人ひとりが自分自身に関わることで主体的に考え、取り組んでいくことが重要です。市民や地域団体、市民活動グループ、事業所と連携・協働して取り組みを進めます。

特に、地域での男女共同参画の浸透を図るために、各種関係団体との連携を強化します。

◆共同と協働

共同も協働ともに複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。「長岡京市市民協働のまちづくり指針」では、「市民協働」とは、異なる多様な主体が、公共的な分野で共通の目的・課題に対して責任と役割分担を明確にし、連携しながら取り組むこと、としている。

(3) 男女共同参画施策推進拠点の充実

誰もが自分の持っている力を発揮することができる機会をつくり、支援する場を提供するため、男女共同参画推進拠点の充実を図ります。

本市において男女共同参画センター及び男女共同参画フロアは、長岡京市の男女共同参画の推進のための拠点施設として整備され、本計画に基づいて、学習、交流、相談、情報提供・啓発等その他必要な事業の充実を図ります。

そして、相談やその他の事業を通じて市民のニーズや課題を把握し、施策に反映することにより、男女共同参画を推進します。

特に、下記について積極的な取り組みを進めていきます。

- 1) 市民一人ひとりのニーズをとらえ、的確な事業展開を図ります
- 2) 地域活動団体や市民活動団体などとの協働を進めます
- 3) 女性のあらゆる分野へのチャレンジを積極的に支援します
- 4) 職員のコーディネートやコミュニケーション能力を高めます
- 5) 特に、男性や子ども、若者世代に向けたアプローチに努めます
- 6) DVなど女性に対する暴力に関する取り組みを積極的に展開します
- 7) ワンストップの相談事業を展開します

2. 計画の進捗管理

男女共同参画施策の着実な推進を確保するためには、長岡京市の実情を踏まえた施策を立案し、その進捗状況を把握し、評価していくことが重要です。

そして、施策の評価にあたっては、可能な限り数値目標や各種統計や調査等による客観的な評価を取り入れ、施策の効果の到達度を測ります。また、男女共同参画の視点から男女別数値の把握ができるよう、その整備を進めます。

また、本計画に基づく施策については、毎年、進捗の状況を調査します。

数値目標を掲げる重点施策の達成状況は、長岡京市男女共同参画審議会に報告し、その進捗状況を市民にわかりやすく公表します。